

# 会 議 録 目 次

令和2年第6回海田町議会定例会（第2日目）

令和2年9月2日（水）午前9時00分 開議

日程第1	一般質問		
	○崎本広美議員	4	
	○大江康子議員	7	
	○玉川真里議員	22	
	○岡田良訓議員	37	
	○宗像啓之議員	51	
	○前田勝男議員	63	
日程第2	第45号議案	工事請負契約の締結について	75
日程第3	第46号議案	財産の取得について	79
日程第4	第47号議案	町道の路線の廃止及び認定について	82
日程第5	第48号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	86
日程第6	第49号議案	海田町指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事 項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	88
日程第7	第50号議案	海田町給水条例の一部を改正する条例の制定について	89
日程第8	第51号議案	令和2年度海田町一般会計補正予算（第6号）	92
日程第9	第52号議案	令和2年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	102
日程第10	第53号議案	令和2年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	103
		（延 会）	105

令和2年第6回海田町議会定例会

会議録(第2号)

1. 招集年月日 令和2年9月1日(火)  
2. 招集の場所 海田町議会議事堂  
3. 開 議 9月2日(水)午前9時00分宣告(第2日)

4. 応招議員(15名)

1番	玉川真里	2番	小田久美子
3番	富永やよい	4番	大高下光信
5番	大江康子	6番	欠 員
7番	下岡憲国	8番	住吉秀公
9番	宗像啓之	10番	久留島元生
11番	岡田良訓	12番	多田雄一
13番	崎本広美	14番	前田勝男
15番	佐中十九昭	16番	桑原公治

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員(15名)

1番	玉川真里	2番	小田久美子
3番	富永やよい	4番	大高下光信
5番	大江康子	7番	下岡憲国
8番	住吉秀公	9番	宗像啓之
10番	久留島元生	11番	岡田良訓
12番	多田雄一	13番	崎本広美
14番	前田勝男	15番	佐中十九昭
16番	桑原公治		

7. 欠席議員

なし

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 西 田 祐 三  
副 町 長 櫻 竜 俊  
教 育 長 佐々木 智 彦  
企 画 部 長 鶴 岡 靖 三  
総 務 部 長 丹 羽 勤  
福 祉 保 健 部 長 森 川 雅 枝  
建 設 部 長 久保田 誠 司  
教 育 次 長 伊 藤 仁 士  
下 水 道 担 当 参 事 龍 岩 広 幸  
建 設 部 次 長 門 前 誠 司  
企 画 課 長 鎌 田 浩 一  
魅力づくり推進課長 中 下 義 博  
財 政 課 長 吉 本 真 人  
総 務 課 長 中 村 修 介  
防 災 課 長 宮 垣 将 司  
町 民 生 活 課 長 水 川 綾 子  
住 民 課 長 近 森 茂  
社 会 福 祉 課 長 杉 本 幸 穂  
こ ど も 課 長 新 藤 正 敏  
長 寿 保 険 課 長 岩 本 宏 美  
保 健 セ ン タ ー 所 長 森 原 知 美  
建 設 課 長 木 村 生 栄  
上 下 水 道 課 長 早 稲 田 誠  
学 校 教 育 課 長 森 山 真 文  
新 庁 舎 整 備 室 長 山 田 長 秀  
環 境 セ ン タ ー 所 長 谷 川 雅 彦

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	倉 本 勇 登
主 査	水 野 啓 太
主 任 辻	千 奈 美

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

10. 議 事 日 程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 第45号議案 工事請負契約の締結について
- 日程第3 第46号議案 財産の取得について
- 日程第4 第47号議案 町道の路線の廃止及び認定について
- 日程第5 第48号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第49号議案 海田町指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第50号議案 海田町給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第51号議案 令和2年度海田町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第9 第52号議案 令和2年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 第53号議案 令和2年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 発議第4号 政党助成金制度の廃止を求める意見書案
- 日程第12 発議第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案
- 日程第13 発議第6号 公立・公的医療機関の「再検証」要請の白紙撤回及び地域医療構想の見直しに関する意見書案

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日も大変御苦労様です。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、これより

本日の会議を開きます。なお、本日は地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をしておりますので、御了承ください。なお、本日は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、窓を開放しております。本日も体調管理の観点から、議員及び執行部の皆様におかれましては上着の脱衣を許可しておりますので、あらかじめ御了承ください。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしております日程第1から日程第13に至る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を続行します。13番、崎本議員。

○13番（崎本） 13番、崎本でございます。行政の在り方について。本来、町の行う事業や計画については、予算関連のものはもちろん予算に関連しない事業計画であっても、町としての方向性や計画性を持って推進されるべきであり、議会への説明の後、十分に理解を得られた上で執行していくことが必要だと考えています。これまで説明が不十分なことが原因で、議会だけではなく町政にも混乱が起きていると感じています。議員への説明が不十分であるということは、町民に対しても説明が不十分であるということです。先般の8月の臨時会においても、執行部は常任委員会等で詳しく説明していくと答弁されておりますが、今後、事業の方向性や計画等をどのように住民や議会に対して、どのようにしてそれらを推進していくか、町長の考えを問うものでございます。

○議長（桑原） 町長。

○町長（西田） 崎本議員の質問に答弁いたします。

行政の在り方についての質問でございますが、特に重要な事業や計画等について、一定の方向性が定まった場合や、議会に提案予定の案件等がある場合には、議員に対し、事前に常任委員会等を通して丁寧な説明を行うとともに、案件によっては、パブリックコメントの実施や関係者の皆様に御説明するなど、御理解を得ながら効果的に事業や計画等を推進できるよう努めてまいります。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） いつも言うとおりの、書かれていることはね、これが妥当だということ書かれていますがね。内容的に全般的に、今まで私が議員をやっておる中でも、何かがあったら県の方針じゃ、国の方針が決まったからこうじゃ、県の方向性がこうじゃから。海田の独自のことをやってね、独自のことをやられてもよ、住民説明会を十分や

りました、十分理解が得られましたと言われておるが、その中で、住民が十分理解しておらんのよ。というのが、説明責任の在り方が悪いからよ。普通じゃったら、ものは、やったら、ああ、福祉、幼稚園じゃ何じゃかんじゃでも、大変前向きでええ考えじゃろう思う。思う前に、海田町の方針、あるいはこういうことが十分説明されていないから、例えば、何年か前の保育所の問題でも、人口が増えるから、増えるけん、保育所が大変なことになるんじゃないかと言うたら、大丈夫です、国勢調査では人口は増えませんからいうて、言い訳はいいんじゃが、現実には人口が増えて、もうパニック状態になったでしょう。それで、建設は建設で十分説明ができました。建設もいろいろ不手際何回もあるよ。川が、県の管理にもかかわらず、あれは町の川ですと、明治のことまで出してひっくり返ったでしょう、の。まあ、言えば切りがないんじゃがの。あんたらが知らんこと、わし、いっぱい知っとるんじゃがの。川でも川じゃない、民間の土地になっちよるところがいっぱいあるんよ。あなたはそれを知らんじゃろう。何年も固定資産税払うちゃへんで、寄附を受けた土地をあんたらがでたらめやっとなるけん、何十年固定資産税払わんと、野っ放しになっちよる土地もある。やっぱり十分な説明責任、あなた方が皆知っとらんと、ええかげんな説明をしとるから、後で混乱が起きるよ。それを十分な説明先にやっとならね、議会もスムーズにもっと早く済むんよ、の。そういうことをね、よその町がこういうふうになっちよるけん、おたくら早いのと。よその町を出しやええんよ。いいところは真似をすりゃいいんよ、悪いところは真似せんでも。そういう行政のやり方をね、今後正してもろうて、新しい町政というものが見えるようにわしやってもらいたいんじゃがの。もったきちっと説明先にやっとなら、それから議案を出して、議案でも、あんた、反対討論だどうのこうのせんでも、ぱっと済むような説明責任はわしは必要や思うんよ。それを十分にされてないと、出してから審議してくださいちゅうなのは間違いなんよ。その点、町長どう思われますか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（櫻）議員御指摘のとおり、町が効果的に事業施策を推進していくためには、議員の皆様でありますとか、町民の皆様の御理解を得ながら計画的に推進していくといったようなことが必要であるというふうに考えてます。これまでも、議会の皆さんから説明が足りないといったような御指摘もいただきましたところから、それに対しましては、議案等につきましては、事前に常任委員会等で説明をさせていただく。また、過去、議会の皆様に説明させていただいた案件でありまして、議員構成が変わった際には改め

て説明をさせていただくと。取組でありますとか、その他の町政をめぐる情報につきましては、細やかに情報提供させていただいたような取組をさせていただいているところがございます。町民の皆様に対しましても、ホームページや広報紙等で情報提供を行っているところがございますが、必要に応じまして、パブリックコメントでありますとか、住民説明会、そういったものを通して、情報提供を住民の方にも町政をめぐる情報等をお知らせしながら、細やかに情報提供しながら、理解を得ながら町政を進めていきたいというふうに考えています。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） まあ、議会の私が言うけんあれじゃが、町民の方もちょっとこうこうこういうふうにやってもらいたいんじゃが、意見を言うたら、今日は忙しいからいうて逃げられることが多い言うんよの、町民の方も。それはあなた方、心にあると思うんじゃが。やっぱり物事をやるのには、海田町はこういう方向でこういう、新しいことをやりたいと思うたらね、やっぱり、議会なり町民にね、いち早くそれを、その意見をね、そのことについての意見を収集してですよね、ほいで執行部で十分協議して、それを出されるのは、わし、妥当だと思いますが。特に、わし、女性部から聞くんじゃが、女性部が、すみませんがこういうことをやってもらわんにやちょっと困ります言うたら、ああ、今忙しいけん、そういうこと聞いちゃられん言うて、すぐ逃げられる言うて、意見を。そりゃ、執行部の女性の何とかクラブ、何とかクラブある。それは、1人や2人じゃないんよの、言われるのは。だから、そこらがもうちょっと町の説明責任はなっとらんと思うんよ。ほいで議会に対しても、今言うように、今までスムーズにいかんのは、やっぱり何事に対しても説明が十分になされてないからこういうことになるんよの。できんものはこういうわけできんと言やあええわけや。それがなされてないし、特に、わしや思うんじゃがね、議員さんには失礼だ思うんじゃが、若い議員さんが多いんじゃから、やっぱりそこは十分、分かるように説明してあげんかったら分からんわけよの。そやから、きちっとそういう説明やって、町長、あなたの責任じゃけん。県がやるから、国がやるからじゃないんですよ。海田町は海田町の独自の方向性を持って前に進まんかったらね、発展はなし、伸び代がないんですよ、の。海田町はいつまでも置き去りにされるんよ。そういうことを前向きに考えて、もっと積極的にやってもらいたいんじゃが、コロナじゃけん、早う終わらないけんけん。町長、それに対して、町長の答弁をお願いします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）先ほど、崎本議員から、縷々、いろんな形の御指摘を受けました。大きなポイントはゆとりある対話できていない。これは議員さんも含めて、町民さん、それから、正確なアンケートとかパブリックコメント等をしっかり取りながら、意見ができるだけ数値化できるように明確になって、説得力のある丁寧な説明というふうに努めてまいりたいというふうに考えておりますし、先ほどの中に、海田町独自の非常にいいものがあるんじやが、全然PR不足しとるじゃないかというような御指摘もございました。そういった意味で、国、県、それに類して、うち、当然動くわけなんですけど、やはり独自のものも出しながら現実には動いております。そういったところをしっかりと議員の皆さん方にも早めにお知らせできればというふうに考えております。出せるものと出せないものは、当然、交渉段階のものがございます。いろんな土砂、地滑り等も含めていろんな情報は入手しておりますが、そういったところが広島県との調整が必要なところが多々あります。現実にはそこは確実に捉えて、今動いておりますので、そういったところをできるだけ早く、皆様に丁寧に説明しながら、議案等を含めた議決を正確に受けるように、今後とも努力をしてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）最後にね、私も町長も、何年か議員やって、国会、法務省や何じゃかんじやいうて、やっぱり、海田町は海田町の、もう10年前から、ビジョンを持ってやったら国も県も援助しますと、何でも分からんことは今の国からも職員を派遣してやりますという、いい言葉も聞いておるんですよ。だから、海田町は海田町でもって、若い職員もおられるんじやから、もっと海田町のビジョンちゅうもんを作ってね、しっかりと議会と執行部とお互いの意見を共有してですね、もっと良い海田町を作ってもらいたいんじやが。これで終わります。コロナじゃけん、早う終わる。

○議長（桑原）5番、大江議員。

○5番（大江）5番、大江です。今日は大きく3点について質問させていただきます。

1点目、資源物、新聞・雑誌の盗難問題について。自治会加入者の減少の中、少しでも自治会の運営費にと資源回収に頑張っている中、一向に減らない新聞・雑誌の盗難の問題で、各自治会は頭を悩ましています。以前にも、この問題が質問された経緯がありますが、町は青色灯をつけたパトロールカーで巡回して注意を促すとの答弁でした。し

かしながら、その効果は全く見えていません。今でも続くこの新聞・雑誌が盗難に遭っている現状を、町はどう捉えているのですか。そこで問います。①町として、資源物、新聞・雑誌が盗難に遭っている問題をどのように考えているのですか。②少しでも解決できる方策は考えているのですか。③町条例の中で、この問題の位置付けはどのようになっていますか。

2点目、海田町地域経済応援クーポンについて。町独自の海田町地域経済応援クーポンは住民の間でとても好評ですが、住民へのクーポン配布、事業者の募集、新聞への広告掲載など全てにおいて手順が反対です。全て後追いの状態になっています。そのため無駄な時間や不要な予算が使われています。今後のこともあり、問います。①6月15日に臨時議会でこのクーポンの予算が承認されましたが、クーポンを配布する前に、なぜ、事業者を先に募集してからと考えなかったのでしょうか。そうすることで新聞折込みは必要でなくなり、無駄な経費がかからなかったのではと考えられますが、いかがでしょうか。②事業者の募集期間を設けず、随時としたことで、随時更新する必要性が出てくることは、時間の浪費と事業者の平等性に欠くと思うのですが、いかがでしょうか。③ビラの注意事項の中に、税込み1,000円以上のお買物ごとに1枚使用可能です、と書かれた文の解釈で、5,000円以上でも1枚しか使えないと解釈している町民の方もかなりおられます。その都度、お店の方に5枚使えますよと教えられていました。バーコードでの読取りの中では、ビラには載っていないクーポンの使用方法や取扱い店舗の見分け方などが掲載されていました。IT化が進んでいる中ではありますが、高齢化が進んでいる今日、住民に満遍なく理解できる方法を今後のため、検討してはどうでしょうか。④町独自の政策として、早く打ち出したい気持ちは分かりますが、そのために準備不足では困ります。今後もクーポン券配布もあることと思いますので、これは当たり前のですが、1案として考えました。まず、こんなことをしますよ、クーポン配布がありますよと住民に政策を伝えます。それから、事業者を期限を切って募り、注意事項の内容も十分に検討し、住民へクーポン券と一緒に送付すれば、事業者を順次に更新する時間も要らなければ、新聞折込みの必要もなくなります。事業者も一覧に記載されているので、住民も本当に使用したい店が選べます。考慮してみたいかがでしょうか。

大きく3点目、旧畝保育所跡地の有効利用について。町内の公立の3園が私立住田学園のさいわい保育園として、はや5年近くになります。そのときに解体された畝保育所跡地が空き地の状態のままになっていますが、町としてこの現状をどのように考えてい

るのでしょうか。何か有効利用するお考えがありますか。例えば、畝地域の交流場所として、グランドゴルフ使用や公園にするとか、かなり広いのでドッグランなどとか、見解を問います。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）大江議員の質問に答弁いたします。

資源物の盗難問題についての質問でございますが、1点目については、資源物は町民の皆様から預かる大切な有価物で、資源物の持去りは犯罪であると認識しております。持去りにより町が得るべき資源物売却益の減少につながるとともに、自治会への配分金が減少することからも早期の対策が必要であると考えております。2点目については、海田町公衆衛生推進協議会と連携を図りながら、各自治会に資源物の朝のごみ出しを要請するとともに、現在、試験導入している夜間パトロールの検証を行い、有効であれば実施してまいりたいと考えております。3点目については、海田町美しいまちづくり条例において、資源物の持去り禁止を明示しています。

次に、海田町地域経済応援クーポンについての質問でございますが、1点目については、事業者の募集は予算措置がされた議決後から着手しました。少しでも多くの店舗を掲載するため、チラシの印刷を遅らせ、新聞折込みで周知したものでございます。2点目については、一律に募集開始しており、平等性を欠くとは考えておりません。また、多くの利用店舗があることが望ましいことから、引き続き、募集としたものでございます。3点目については、現在実施しております海田町地域経済応援クーポン発行事業での改善点も踏まえ、新たに実施する際には改善を行ってまいります。4点目については、事業開始をするのは予算措置をしてからと考えております。効果的な事業実施ができるよう取り組んでまいります。

次に、旧畝保育所跡地の有効利用についての質問でございますが、旧畝保育所跡地については、平成29年に建物を解体撤去後、町としての利活用策があるか内部で検討した結果、当時においては具体の利用案がなかったため、自主財源の確保及び民間活力による土地の有効活用の観点から、民間への売却を前提に、平成30年度に土地の鑑定評価を実施しました。しかしながら、平成30年7月の豪雨災害の影響等により、鑑定評価額が低かったため、いったん売却を保留している状況にあります。なお、地域の要望があれば、具体の活用策が決まるまでの間、地域の自主的な維持管理の下で、臨時的な貸付けを行うことについても併せて検討をしてまいります。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）1点目の質問の資源物盗難のことですけれども、早期の対策が必要、早期の対策というのは、どのような対策を考えられていますか。

○議長（桑原）環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）早期の対策といたしましては、まず答弁にありますように、各自治会の朝のごみ出しを要請すること、それと、今検証している夜間パトロールについて、ここで有効性が認められればそれを実施していく。以上の2点。それと、あと、看板の設置等考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）今の早期の対策ですけれども、今までこういうことは、随分前からやってきたことではないかと思うんです。それと、このやってきたことですけれども、今までこの盗難、質問する前に住民から通報とか困っているとかそういうものが環境センターの方にはありませんでしたでしょうか。

○議長（桑原）環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）年に何回か、そういった御相談を受けております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）じゃあ、それらの通報に対して行政の方はどのような対処をされたんでしょうか。

○議長（桑原）環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）今までの対策といたしましては、見回りもありますけど、移動式のカメラの設置、それとダミーカメラですね、それとあとパトロール、そういったものを実施しております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）見回りとかパトロールとかダミー、ダミーはこりやもう見たらダミーってすぐ分かりますね。配線を見たら。移動のカメラってなっていますけれども、この通報があった場所に移動のカメラとか、例えば、通報のあったところに次の資源ごみのときに取付けをしたということでしょうか。

○議長（桑原）環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）そのとおりでございます。

○議長（桑原）大江議員。

- 5番（大江）では、それはずっとですか。1回限り、もうちょっと何回かやったらもう外すということになっているんですか。ずっとそこに備えているんでしょうか、その移動カメラは。
- 議長（桑原）環境センター所長。
- 環境センター所長（谷川）資源ごみの回収日に合わせて設置しております。
- 議長（桑原）大江議員。
- 5番（大江）では、この通報があったところだけにその資源ごみの回収のときに付けているんですか。ほか、通報がもし、例えば盗難に遭ってても通報がなかったらそういうところには付けてないという解釈でよろしいですか。
- 議長（桑原）環境センター所長。
- 環境センター所長（谷川）カメラの個数に制限がありますので、そのようにさせていただいております。
- 議長（桑原）大江議員。
- 5番（大江）では、2点目の質問なんですけども、2点目で、少しでも解決できる方策として、ここに現在試験導入している夜間パトロールの検証、これ、試験導入している夜間パトロールの検証というのは、これは多分町職員がパトロールに回っているんですよ。今の委託している青色灯のパトロールとは違うんですよ。どうでしょう。
- 議長（桑原）環境センター所長。
- 環境センター所長（谷川）町職員で行っております。
- 議長（桑原）大江議員。
- 5番（大江）ではこれ、町職員がパトロールに回るというのは、時間的にどんな時間で、例えば週にどのくらいとか、そういうのはどのようになっていますでしょうか。
- 議長（桑原）環境センター所長。
- 環境センター所長（谷川）被害の多い場所に合わせて、監視カメラで確認できた盗難時間に合わせて、具体的には9時から11時までの範囲で行っております。
- 議長（桑原）大江議員。
- 5番（大江）頻度はどのくらいですか。週にとか月にとか。
- 議長（桑原）環境センター所長。
- 環境センター所長（谷川）6月から8月までの間で5回行っております。
- 議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）正直言いますと、6月から8月まで5回ということは月に1回かそこらですよね。しかも、行政職の方が夜の9時から11時というのは、もう勤務時間終わっていたん家に帰るかして、また出てくるということですよ。これにはすごい無理があるような気がするんですよ。ですから、これをずっと、検証して有効であれば実施したいというんですけども、これ、ずっと可能でしょうか。どうでしょう。

○議長（桑原）環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）本格導入する際については、業者委託を検討しております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）海田町には町条例の中で美しいまちづくり条例にこの資源物の持ち去り禁止を明示しておりますが、実際、なぜこの廃棄物の処理及び清掃に関する条例が、このまちづくりの条例の中に入っているのでしょうか。

○議長（桑原）環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）今現在、美しいまちづくり条例の中に廃棄物など入っているのかいうのはちょっと分かりかねます。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）本条例の制定当時からここに規定しておるわけでございますけど、ポイ捨て等々、一緒にごみに関して、海田町の町を良くするためにという意味合いで、ここに規定をしたものでございます。確かに議員御指摘のとおり、ここが本当に適切なのかということについては、議論の余地はあるのかなとは思っておりますが、現在はこのような形で運用し、公表までできるようになっておりますので、見つければ公表まで、そういうふうな手続きが取れるようにはしておるところでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）やはり、ほかの市町、全国的にほとんどが廃棄物の処理及び清掃に関する条例の中に入っています。熊野町もそれから府中町もそうですね。それで今おっしゃったように、まちづくり条例の中に入っているって、まちづくり条例というのは住民が自分たちの手で町をきれいにしましょうというのが主なことであって、資源物回収したのを抜き取りされるというのと少し違うので、やはりそこは、本当にここにあるのが適当なのかどうか、そこは考えるということではできませんでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）議員御指摘のとおり、今、違和感がないかと言われれば、我々も検討

すべきところかなとは思っておりますので、それは今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）先ほどから夜間パトロールとか、前回、何年か前にほかの議員が質問されましたが、それと全くほとんど変わらない答弁が返っております。全国でも、今、どういう対策を取るかということに関しての対策は全国でもどこもやっています。でも、それでも抜取りが収まらないんです。それで、今どんどんこの条例に関して罰金という規定を設け始めています。今、全国で167の地区町村が罰金制度を適用しています。安芸郡の中で罰金を適用しているところは廿日市、府中町、熊野町、この3件が約20万円の罰金ということです。その手法としては、今、海田町が条例の中に入っているように、注意勧告、それから命令書、そういうものをおいて、それでもなおかつやめないときは罰金を取りますよという形になっております。ですから、今の海田町のまちづくり条例に入っている、それだけでは緩いんです。抜取りをする人は、やはり、そういう条例で、罰金の条例のないようなところを狙っていく確率が高いと言われております。ですから、やはり、今、もうどんどんこの住民たちのしっかり集めたものが取られるということは、町の財産でもあり、住民の財産でもありますから、この中に罰金というものの規定を入れるお考えはないでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）町長答弁にもありましたように、資源物は有価物としてそれを持ち去るという行為は犯罪であるという、町の方も認識しております。これが持ち去られることによりまして、町の歳入、それに伴う、今度は自治会への配分金があるんですが、そちらの方も、その持ち去られた分は減少してしまうということになってきます。これは大変、町、そして自治会に対しても許されない行為だろうと考えておりますので、まずは罰則というところまで一気に飛ぶんではなしに、それ以前に我々もいろんな対策を考えておるので、そこら辺の対策を検証させていただきまして、その上で、なおかつ、やまないような場合、そういったときにちょっと罰則の方をまた検討させていただければと考えております。

○議長（桑原）環境センター所長、これまでの対策の中で、一向に犯罪でないんだというところなら、これからどうしていくかということも含めて説明してやってください。大江議員。

○5番（大江）やはり、ここ廃棄物処理清掃のところに、再利用の促進、住民は資源物の分別を行うとともに、集団回収等の再利用を促進するための自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならないということで、住民は資源物回収に協力しているわけですよ。それが抜き取られるわけですよ。ですから、やっぱり町としては、住民が一生懸命協力して活動しているのに応える必要性があると思うんですけども、それでもまだ従来どおりのやり方をして、検証してとおっしゃるんでしょうか。

○議長（桑原）環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）まず、今までどおりのことをやっていくとともに、夜間の早期の回収についても検討していくところでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）全国の調査をされていますか。夜間パトロール、早期の回収。例えば、8時に出してください、前日に回収しますよ、今、海田町がおっしゃっていることはもう全国皆さん試しているわけですよ。それでも効果がないわけですよ。それで今、罰金規定に入っているわけです。そうすることで抑止力になる。だから、先ほど総務部長がおっしゃったように、一気に行きなさいというわけじゃないわけです。ここの海田町にも、やはり、それに行くまでに勧告書、まず最初に注意を促して、勧告書を出します、それでまたやりました。次、命令書です。これも命令ですよ、やったらいけませんよ。それから、罰金制。通報して警察と一緒にいくという形になっています。警察もこの条例、罰則規定があるかないかでは動きにくいというんですよ。やはり、あることによって動けるということです。しかも、海田町の条例では、いろいろなこの持去りについて、条例には二つのタイプがあります。集積所に排出された古紙などの所有権が行政にあることを明確にして、持去り行為が窃盗罪の構成要件を充足させるようにしたもの。もう一つは、行政が指定したもの以外が集積所からの資源物の回収を禁止するとしたもの、命令に違反した場合は、秩序罰としての科料を科すと規定している。これは二つのタイプというのは、一つのタイプはこれは刑事罰になります。二つ目のタイプ、今海田町がしているものは、これは条例の命令違反という形になります。すると、警察も生活安全課と刑事課と動きが違いますが、それら二つのものを含めていけば、もし何かあったときはどちらかでも通報ができるということです。ですから、今、この海田町の場合は、第2の方の条例に違反した場合ということに当たります。ただ、これだけでは何回

しても同じことになるわけですよ。この度、府中町でこの4月、やはり、何回も命令書、勧告書を出したんですけども聞かないということで、とうとう警察と一緒に裁判にしています。だから、それもしか何回も注意勧告を促していてもやめない。今、裁判待ちというか、釈放はされていますが、待ちになっています。熊野町は海田町と同じように勧告して命令書を出して、それでも聞かない。で、警察員と一緒に行ってそれを促しているという動きに入っています。でも、実際、海田町の場合は、今、そういう行動は一度もないんでしょうか。

○議長（桑原）環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）過去において勧告書を出した事例はございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）過去に勧告書を出した事例はあります、それは何件ぐらいですか。

○議長（桑原）環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）1件と認識しております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）これだけ海田町で盗難がずっと続いている現状の中で、勧告書が今までに1件だけだということは、やはり、形だけのパトロール、全然それは抑止力になってないと思うんですよ。ですから、やはり、それは罰金規定を設けて、取る人にこれは取ったら泥棒ですよって、警察通報ですよ。やはり、そういうものが、はっきりしたものを明記して、やはりかかることで抑止がもっとかかるとは思うんですけど、この規定を見直す考えはありませんでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）議員おっしゃられる刑事罰まで適用できるようにということは確かに抑止力にはなろうかと思えます。ただ、その前に海田町としてもやるべきことをやった上でそこまで進みたいと考えておりますので、現在、やっている施策プラス、他市町のもっと有効な手立てはないか、そこら辺を調査研究して、それを導入した上で、それでも駄目な場合ということで罰則の検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）何回も言いますが、今回出ているものは従来からずっとやっていることなんですよ。それなのに、まだそういうことをおっしゃるんですか。もうずっと何年続いていますか、こういう状態が。自治会に聞いてみてくださいよ。朝何時まで出して

ください、確かにここ、これには入っていますよ。盗難のことも書いています。売払金ですよ。ですから、それはもうずっと前からやっています。でも、今みたいに共稼ぎの多いところでは、どうしても前の晩に出したりとかいうのがこの頃結構多いです。ですから、これは幾らしても全然新しい方策ではありません。ずっと従来からやっている方策です。これでも効果がないということなんです。それをもっと考えてはおられませんか。

○議長（桑原）総務部長、条例制定のお願いをしとるわけですから、このタイミングを見て、どのぐらいまでに結論を出すということを返事してあげれば。できれば、そういうような話を、答弁してあげてください。総務部長。

○総務部長（丹羽）町といたしましても、これまでの取組をそのまま継続してということでは考えておりません。また、今のやっている施策プラスできることを導入して、そういった持去りのないようにしたいと考えております。ただ、すいません、条例制定につきましても、いつということは明言は難しいところではございますが、やはり、一定の検証をした上で効果がないということになればそこに進みたいと考えておりますので、もうしばらく町としても取組を検証させていただく時間をいただければと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）一定の検証って、どのぐらいですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）すいません。施策を実施して、少なし、その検証するまでには1年であるとか、そういった期間が必要だろうと考えております。また、刑事罰を設けるとなると、やはり検察庁の方にも協議が必要になってきたりしますので、最低でも1年間は検証の期間、それから条例化の検討の期間をいただきたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）私、警察も行ってきました。警察の話合いがとかおっしゃいますけども、そんなに難しくはありません。それと検証します、検証しますと言いますけども、夜間パトロールだって、6、7、8、3か月で5回です。何の効き目があるんですか。時間的なことも、盗む方はいつ来るか分かりません。早朝に来たり、夜来たりとかいろいろなんです。だから、それに対して、どう努力しても難しい。熊野町ではその盗難の場所を、住民さんにも声をかけています。盗難のところを見たら、その盗難の人に声はかけ

ないでください、危険ですから、車の番号を控えてください、どういう人相でどういう車で、それで行政の方に報告してください、そして、警察が動いて一緒に調べるといふ体制にしています。だから、行政だけでこれをやるというのはなかなか困難なんです。ですから、もう少しこういうことを住民にも協力してもらふ体制で、見つけたら車の番号を控えたりとか、人相を控えてこちらに報告してくださいというふうな施策も必要だと思ふんですよ。住民さんの中にはやっぱり朝早く起きていますから、このパトロール、月に1回するかしないかよりももっと効き目があるんですよ。ですから、そういうことも声かけし、看板にも盗難ですよ、いろんな施策もあるわけです。それにして、プラス条例のその規定の中に罰金をしたらどうかと言っているわけです。罰金というのは、あくまでも最終的ですから、行かないのが一番いいことですが、そうすることで、やはり盗む人は、やっぱりそういう条例の緩いところに行きますよ。何回盗んでも罰金取られんのじゃけえって。ですから、もう少し言いますが、条例をもっと早急に規定を考える気はないでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）今、議員御提案のこともすばらしい一つの施策だと思います。また、東京の方では、資源物の中にGPSを入れて、抜去りを追跡していくとあって、最終的に命令、勧告等をするということもされている取組もあります。そういった、今、町でやってない取組を、また、他自治体では多々ございますので、そういったことも取り入れながら実施をしていきたい。条例の方につきましても、そういった取組が効果がないということであれば、最終的に導入の検討もしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）それを1年ではなく半年ぐらいでどうですか。月に1回の資源ごみがあるわけですから、6回あるわけですからね。12回も待たなくても検証はできると思うんですが、いかがですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）先ほども申しましたように、一つだけの取組とそういうものではなくいろいろな取組があろうと思います。そういったものを導入しながらの検証でございますので、ちょっと半年というのは難しいかと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）じゃあ、1年間検証した上で効き目がないと思えば、この条例の罰金規定

を考えるとということで解釈してよろしいでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）そういうふうに進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）クーポン券ですけれども、事業者の募集は予算措置がされた議決後から着手となっていますけれども、朝刊に入った分は7月3日付けになっています。そうすると、議会が終わって2週間余りで、これは商工会か何かを通したんでしょうか。お尋ねします。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（中下）商工会を通じての募集も行っております。また、前回プレミアム付き商品券をやっております。そこに参加されたところに声かけの方をしたり、あと、通常ですけれど、ホームページ等で募集をかけたりにして募ったものでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）クーポン券が私の家に来たのが7月8日です。クーポン券だけ入っていて、あれれっと思っていたら、次の日、朝刊に7月3日時点のお店の入った取扱い店一覧が入った紙が入っておりました。住民の方はこれを見て、ああと言って、もう即には動いた方がかなりいます。今言われたように、商工会プレミアム商品券の声かけっておっしゃいますが、海田町全部のお店をやっている人が対象だと思うんです。それが確かに7月広報に事業者向けのクーポン、これ、申込み用紙が入ってました、確か。勘違いだったらごめんなさい。7月広報に確かナンバー、50ccの分のあれと一緒にこれが入っていたと思います。ですから、この今の言われた商工会に入っていないプレミアム商品券で申し込んでない業者の方が、それから、慌てて申し込んだということもありました。7月3日から、随時っておっしゃってやっていますけれども、件数が7月3日時点ですね、7月9日の朝刊から7月17日において飲食店なんかはかなり増えているんですね。23から35店舗、職種もかなり増えています。これは7月17日時点ですけれども、8月広報のクーポンを切り取る際の注意事項という裏に、新しい店舗名がいっぱい書いています。これは7月17日時点と書いてます。8月4日は1店ぐらいですかね。そうすると、最初に登録したお店、クーポン来たらずぐこれを見て、これを買いにすぐ走った住民さんもいます。後から来て、あららって。要は、スマートフォンやパソコンのない老人の方なんかはどこで知るんですか。ここに詳細はこちらから見ることでできます、バーコードぱっと

取り入れる。そういうものがない人、特に今新聞を取っている方も少ないです。そうすると、こういう折込みも入りません。すると、この期間中、その券をもらっても、もらった人はどうなんや、忘れ去られるケースが多いです。ですから、この度、関係ないかも分かりませんが、町長がおっしゃったように、クーポン利用は55.何パーセントでしたっけ、55.7パーセントがまだクーポン利用です。9月31日までなんです。この量の少なさというのは、それを考えられていませんか。何で使ってないんだ。ちょっとこの手順というんか、そのことについて書いておりますけども、町民全部のことを考えてこの手順でしょうか。お聞きします。

○議長（桑原） 魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（中下） 今回のクーポン事業につきましては、うちの方がちょっと初めてやらせた事業でございます。着眼点といたしましては、やはりクーポンを町民の方に早く使っていただきたいという視点もございました。併せて、お店の募集の方もかけました。どうしてもお店の方は、お店の方の募集、理想的には大江議員が言われるようにある程度期間を決めて、そこで止めてしまうというやり方もございますけど、やはり、町民の方に広く使っていただきたいということもありましたので、随時募集という形でどんどんお店を増やして行って、町民の方にも使っていただくという形で制度化をしたものでございます。先ほど言われたように、やはりどうしても随時で増やすとなれば、ホームページでの周知という形になります。最初にやらせていただいたときも、随時募集していますので、追加がありますのでいう注意書きの方をさせていただいたんですが、そういう形で8月の広報で、改めて今現在こうなっていますということで、また追加したものを加えて周知をさせていただいたものでございます。今後につきましては、今回も一定の締切りの方は付け加えさせていただいておりますけど、そこまでは募集をかけるということで、広く利用していただくということで制度設計の方はしております。なるべく早めに早期で募集を開始して、今度の場合はクーポンをお配りするときに同封して、お店の方も同封して、そういう形で対応させていただこうと思います。

○議長（桑原） 大江議員。

○5番（大江） 町独自でという焦りは分かるんですよね。でも、熊野町なんか、8月12日に臨時議会でクーポンの話が出て、それから、クーポンを配るのは10月上旬ですよ。その間に事業者を集めて、だから、やり方として、先にそういうふうにクーポンありますよ、それから事業者を期限切って、締め切って、それからクーポンを配る。今、この次

のクーポンはそうにしますと言いましたが、やはり、熊野町にしても大竹にしてもそうです。議会で話し合いました、新聞に載りました。それから、事業者を募って十分に期間を空けて、二度手間のないようなやり方をやっています。ですから、この度のクーポン券のやり方は、住民からもおかしいよねって、何これという声はかなり聞こえたんです。券だけ送ってきたよ、翌日朝刊に入ってたよ、でも、朝刊取ってない人は分かりません。しかも、この応援クーポン、確かにこの中に全部収まるというのは無理ですけども、そのクーポンの先ほど言ったように、使い方も、民間は5,000円使っても1枚しか使えないんですよ、券が。ですから、そういう解釈をしている住民かなりいるんです。だから、5,000円を買物しても1枚しか出さないというのはそこなんです。それがバーコードの中ではちゃんと説明しています。そういうのを文章化すると。それとステッカーの貼ってるのがそうですよ。それもここには何も載っていません。全部そのバーコードで出したら、その中にパソコンの中から出すインターネットから全部それは載っています。この紙面を見てもどこにも載ってないんです。だから、やはり幾らIT化が進んでいるとはいえ、高齢者もかなりいるわけですから、そこも十分考えてパンフレットにしても、どうなのか、これで理解してもらえるのかと、やっぱり検討する必要が十分あるんじゃないんですか。ですから、先ほど、次のクーポンを交付するときには、事業者の期限を締め切って、それから一緒にするということでしたけども、一つ進歩だと思いますけども、このビラですかね、これにももう少し工夫するというお考えはありますか。

○議長（桑原） 魅力づくり推進課長。質問のあったことだけ答えてください。

○魅力づくり推進課長（中下） 先ほど言われたように注意事項、そこら辺につきましては、今回の改善点といたしまして、そこら辺も記載をして、事前に皆さんにお配りするときに併せて、そこら辺の注意事項も、今回、改善するところでこういう問合せがあった多くのものについて、こういうことを気を付けてくださいということも入れさせていたかどうかと思います。

○議長（桑原） 大江議員。

○5番（大江） 畝保育所の跡地ですが、これは地域と、要望があれば具体の活用策が決まるまでの間、地域の自主的な維持管理の下で臨時的に貸付けを行うことについても併せて検討とありますが、これはどのような方法を取れば検討という形になるのでしょうか。

○議長（桑原） 財政課長。

○財政課長（吉本） まず、その地域の要望の声を直接聞いてないんですが、そういうことがあれば、まずは対話によって具体的にどういった要望があるのかを聞き取って対応してまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 大江議員。

○5番（大江） この地域、畝の方ですけども、例えばほかの地域の方たちが、例えば、これをドッグランに使いたいとかそういうことも海田町民であれば考えるということでも解釈でよろしいですか。

○議長（桑原） 財政課長。

○財政課長（吉本） 具体の例として、ドッグランを挙げられているんですが、そのドッグランを例に例えますと、海田総合公園においては、やっぱり利用者が安心して快適にあそこに行くために、登録制で一定のルールの下、運用しております。畝保育所跡地で言えば、施設管理者が常駐しているわけでもなく、また民家も隣接しておりますので、海田総合公園とは環境が違うため、ドッグランでの利用は難しいと考えますが、地域の皆さんの声を聞いて、一定の理解の下、活用策についてを検討する必要があると考えております。

○議長（桑原） 大江議員。

○5番（大江） 何も無い状態ですから、グランドゴルフなんかすぐできますが、例えば子どもたちの、今あそこはどんどん開発されていますので、公園遊具みたいなものをしてほしいとか、そういうことも可能でしょうか。

○議長（桑原） 財政課長。

○財政課長（吉本） 町長答弁もありましたが、跡地については、まず、やはり自主財源の確保及び民間活力による土地の有効活用から、民間の売却を前提に進めている中でいったん保留している状況でございますので、臨時的な活用というところで地域の要望を踏まえて、臨時的な活用について、併せて検討していきたいと考えております。

○議長（桑原） 大江議員。

○5番（大江） その臨時的活用にはやっぱり期限というのが、例えば5年ですとか2年とか、そういうなんかありますでしょうか。

○議長（桑原） 財政課長。

○財政課長（吉本） 具体の活用策が決まるまでの間と考えております。

○議長（桑原） 大江議員。

○5番（大江）じゃあ、いつ明け渡してくださいということになるか分からないということですね。実際、その土地が売れるとか、その間はいいですけどもということで解釈してよろしいですね。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）はい、そうです。期間を切って貸付けをしながら、具体の活用が決まるまでは更新していくという形になるかと思えます。

○5番（大江）以上、終わります。

○議長（桑原）1番、玉川議員。

○1番（玉川）1番、玉川です。新型コロナウイルス感染症の第2波とも言えるような感染症の増加が見られ、個々の予防策として不要不急の外出を控える人も少なくありません。今後におきましては、景気対策と並行して、感染予防対策を行わなければならない、先を予見した具体的な対策をしっかりと立てていかないといけないと思えます。そこで、町民の健康と安全・安心を保持するための今後の海田町の動向について、2点ほど質問いたします。

まず1点目、水道料金の改定時期についてお尋ねいたします。先日行われました全員協議会において、今後の方針として令和3年2月1日からの料金改定を目指して、条例改正などの準備を進めるとの説明がございました。その反面、海田町水道事業経営審議会の附帯意見としては、水道料金改定の実施時期については、社会情勢を踏まえ、適切に判断することとの説明でした。現在は、コロナ禍で個人も事業者も経済的に困窮、圧迫されている中だと思います。そのような中、時期を来年の2月にされたのはなぜでしょうか。もう少し先延ばしにし、経済回復の見通しや町民の皆様の安心が確保されてからの方がよいのではないかと思います。時期の見直しはできないのでしょうか。改定理由の中には、節水意識の向上のため給水収益が減少する見通しとありましたが、新型コロナの感染症予防には手洗い等が励行されており、町民の水道使用量は増加しているのではないのかと推察しておりますが、現状を踏まえた検討がきちんとなされているのでしょうか。このまま、来年の2月の水道料金が上がるとすれば、使用量の増加と値上がりで、町民や事業者の負担はかなり大きくなり、コロナの影響で生活が困窮している方々も多い中、町民の健康と安心が守れるとは思いません。それらを踏まえて、以上のことについてお答えください。

2点目、次に、災害時の感染予防と拡散防止対策についてお尋ねいたします。今後30

年以内にマグニチュード8から9クラスの地震と、それによる津波が発生する確率が70パーセントから80パーセントとも言われ、いつ発生してもおかしくないと言われております。海田町では南海トラフ地震など大規模災害に向けて、避難計画や減災対策を講じられているところだと思いますが、この度の新型コロナウイルスのような感染力が高く、重症化の危険も高い感染症が起こらないとも限りません。感染症の予防と拡散防止の対策が現在の避難計画に盛り込まれているのでしょうか。それら物品の準備はできているのでしょうか。また、全職員に共通の認識を持たせ、訓練することはできているのでしょうか。今年も7月には大雨が降り、避難所の開設がなされましたが、今年は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、例年とは異なった対応が求められました。対応された避難所もあったようですが、職員さんの中からは、思いつきの指示で困るとの声も聞かれました。その辺りのことを踏まえて、以上のことについてお答えいただきたいと思います。もし、現時点で計画や準備が完全でないとした場合は、いつ頃完了するかの見込みを含めてお答えいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）玉川議員の質問に答弁いたします。

水道料金の改定時期についての質問でございますが、1点目につきましては、当初、料金改定の時期は財政収支予測を基に9月を目指しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響の拡大を踏まえ、時期を約半年延ばして来年の2月にしております。2点目につきましては、先延ばしに伴う料金収入の不足分を確保するため、後年度、不足分を上積みした額で使用者の皆様にご負担いただく必要がございます。また、今年度から老朽化が著しい国信浄水場の機械設備の更新に着手するとともに、蟹原浄水場の改修や管路更新などの喫緊の課題に対応するためにも、改定時期の見通しは難しいものと考えております。3点目につきましては、3月から6月期の使用水量について、前年と比較しますと、新型コロナウイルスの影響で全体としては使用水量及び料金収入ともに前年よりも減少しております。この度の料金改定に伴い、水道使用者の皆様には御負担をおかけすることになりますが、これからも安全でおいしい海田の水を皆様にお届けするために、管路や施設の更新を図るとともに水道事業の持続可能な経営に取り組むことが不可欠であり、その実現には料金改定による収入の確保は避けて通れないとの結論に至りました。なお、使用料の支払いにお困りの方については、支払いの猶予や県内でも4自治体でしか実施していない、一定の条件を満たしたひとり親家庭などへの福祉減免も

継続してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、災害時の感染予防及び感染拡大対策についての質問でございますが、1点目については、国から通知された避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応については、広島県新型コロナウイルス感染症に係る避難所運営マニュアル及び町が作成した新型コロナウイルス感染症に対応した避難者受入れ手順に基づき、基本的な感染対策の励行、十分な換気、スペースの確保、症状のある避難者の隔離スペースへの避難等を実施し、避難所を運営するとともに、当初、開設した避難所において、3密が回避できない状況となった場合などは、適宜、避難所を増やしてまいります。また、住民に対してチラシ配布、広報誌掲載、防災講話により、複数の避難先を確保することや、避難する際にはマスク、消毒液及び体温計を用意するなどを周知しております。2点目については、県からの配布及び町の購入により、非接触型体温計、消毒液、防護服セット、フェイスシールド、飛沫防止のための小型テント等を準備しております。また、この度の9月補正予算におきまして、避難所での活用も想定して、体表面温度測定カメラを購入するための補正予算をお願いしているところでございます。3点目については、全職員を対象に、新型コロナウイルス感染症の影響下における避難所の開設及び開設後の円滑な運営能力向上を目的とした避難所運営訓練を実施いたしました。

改定時期の見直しは難しいものと考えております、が正解で、見通しというふうな形で申し上げました。大変失礼いたしました。改めて訂正させていただきます。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）再質問の方をさせていただきます。まず、水道料金の改定時期についてでございますが、先延ばしすることによって、どのようなマイナスがあるのか、例えば、半年、1年先延ばしにした場合に、町民さんにどのような影響があるかについて、具体的に教えていただければと思います。お願いいたします。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）財政収支上のあれですけど、例えば1年間値上げを延ばすということになりますと、年間の給水収益3億5,000万円のうちの15パーセント分の5,250万円が収入が入らなくなる。これを次の見通しである令和7年度までの間に割り振った場合に、年間1,750万円の増収が必要となり、令和4年度以降の値上げ率が5パーセント増えて20パーセントになります。半年延ばすと半分ですから2.5パーセント分、17.5パーセントの見込みでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）それらの、現在の値上げの理由であつたりだとか、もしこれを先延ばしにした場合に、こういうふうになりますので、今現在、こういうふうにさせていただきますということについては、町民さんの方には周知徹底、御説明がなされているのでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）これまでも水道ビジョンの策定を行い、その後、料金改定につきましても、審議会、またパブリックコメント等と意見をいただきました。また、常任委員会でも御指摘があつたように、料金値上げ、改定については、各戸に値上げのリーフレットを全戸に配布させていただいております。また、料金改定等の委員会とか全協については新聞報道でもなされておりますので、そういった点で住民さんには料金値上げの必要性については周知されているものと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）附帯意見の中にも書いてあるのですが、料金改定の趣旨や内容を分かりやすく水道使用者の方に広報し、周知に努めることというふうに書いてあるんですけども、パブリックコメントであつたり、今までリーフレットを配布したものでは、まだまだ、御理解、御納得がいただけない方が多いので、多分、値上げに対して非常に不安に思っている方が多いのではないのかというふうに思います。今回、お聞きしたところ、1年延ばすとこういうふうになりますよ、だから、現在の皆さんの御負担を軽減させるためにも、これだけのことが必要なんだということをもっと具体的にですね、小さな文字でどこかに少し書くのではなく、一枚物のよく分かりやすいチラシにおいて皆様に周知された方がいいのではないのかと思います。というのも、水道というのは電気・ガス・水道の中でも、水道が一番最後に止まるように、生命を維持していく上で一番大切なものでございます。そこに対して、このコロナ禍において値上げというふうになると、皆様の心理的なショックであつたりだとか、不安というものは想像に難くないとか、想像するところでございますので、そこは、現状、また、こういうふうになったらこうなるので、今後皆様の御負担を減らすためにこういうふうにしますということですね、更に分かりやすくチラシ等で配布していただきたいと思いますが、その辺は可能でしょうか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）はい、実際の施行は2月でございますので、その間に、やはりそういった今お声をいただきましたので、皆様の御不安が取れるように周知の方法をしっかりと努めるように取り組んでまいります。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）もう一つの懸念事項でございました、今現在、コロナ禍で非常に困窮している方々へのお支払いができなかつたりだとか、お支払いできるかどうか不安なことについては猶予をしていただいたりだとか、減免の方もしていただけるということでございましたので、ここについても、どういうふうに手続きをすればこの猶予が受けれるのか、また福祉等の減免もしていただけるのかについても、改めて、先ほど言われました、私の方で申しあげましたリーフレットとともに、なぜこういうふうになるかと併せて、この猶予減免についても記載をお願いしたいのですが、その辺りはどうでしょうか。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）リーフレットまたはその他の、ホームページであるとか広報であるとかを利用していただいて周知していきたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）水道料金のところは、しっかり皆様の方に御理解、御不安が軽減されるように対処していただけるということなので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、2点目について、再度質問させていただきます。感染症の予防対策、特に災害が起こった場合の対策についてなんですが、適宜、避難所を増やしてまいりますということだったんですけれども、実際にどのような想定をされて、どこにどういうふうにこういうものを作るというような具体的な計画はございますでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）当然、通常であれば五つほど避難所を開設します。3密が避けられない状態になれば、適宜、避難所の方を増やして皆さんにお知らせするというようなところになっております。その開設場所なんですけれども、小学校・中学校を合わせて六つぐらいを今のところ想定しております。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）そのとき適宜ということではあるんですが、最大こういうふうになった場合にこういうような利用をするというような、どこでどのような対処をするというふうな具体策の方は立てていらっしゃるのでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）議員御指摘のそのような場合も想定しながら、マニュアルの方を作成しております。そのコロナの疑わしいような方が来られた場合には、すぐさま動線の確保をしたり、そのエリアに避難していただくとか、そういうのをしながら、避難の受入れ状況を見ながら、密というのが避けられない状況であれば、すぐ開くような形にはしております。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）密が回避できない状況ではなくて、感染者が出た場合の対処かと思います。それについて、一例を挙げていただいて、どのような対策をされているのかについて教えてください。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）今の状態で、疑わしき状況であり、異常ありというような確認が取れた場合、それが発熱であったら、問診で諸症状の疑いがあると判断された場合につきましては、まず避難されたスペースの方に移動していただきます。そして、まず避難所の方から本部の方に連絡をいただきます。すぐさま待機している保健師の方を現場に向かわせます。その際は、防護服を着用して現場に向かわせるようにしております。明らかにコロナのそういうふうな諸症状が見られた場合は、すぐさまその現在のところでありますと、西部の保健所に連絡をして、その手続き、若しくはその対応処置の方を聞いて対応するような形にはしております。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）疑わしきもの、発熱であったり、風邪のような症状であったりという方が出た場合に、まず、ほかの方と隔離して、どのような場所に対応するように考えていらっしゃるのか、もう1度お願いいたします。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）今言いました避難所、特に追加でもするような避難所につきましては、既に動線の確保するための開設準備マニュアルの方に、こういうふうな形で疑わしき方がいらっしゃったら、この動線でそこに向かわせてください。あとは、いわゆる感染の疑いがない方とのトイレの使用であったりとか御家族のそういうふうな接し方等々、そういうふうなものも含めて、マニュアルの方に書いて、完全に分かりやすく、皆さんに示しているものでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）その具体が見えてこないの、本当に用意がされているのかというところが不明瞭なために今聞いているんですけども、具体例を挙げて、どこでどのような対処をして、どこのお部屋にどういうふうに隔離するのかということについてお答えください。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）例えば、織田幹雄スクエアであれば、入り口でまず問診、検温の方をします。そこで、まず疑わしき方がいらっしゃれば、当然、その段階で本部の方にかかってきます。本部の方から保健師の方が現場に行きます。現場に行きまして、まず、直線的に、何もなければ、そのまますぐそこから上に上がっていただくんですが、疑わしい方があれば真っすぐ行っていただきます。直線。ホールの横を通って真っすぐ行っていただきますと、隔離されたような形で、上に階段でありますので、そこを使っておいていただくとか、そういうふうな形で完全に別な状態にして、その今の待機する、いわゆる症状を診るといようなスペース、避難していただくスペース、疑わしき方をです、そういうふうな形で隔離するスペースを作って、1階、2階とか、2階、3階というふうな形で、分けたような形で避難していただいております。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）じゃ、そのお部屋については何部屋ぐらいご用意されていらっしゃって、何人ぐらい隔離できるような予想ができているんでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）今のところ、立入禁止の表示の方をするので、3階の場合で4部屋ほど用意しております。

○議長（桑原）収容人数と予測。防災課長。

○防災課長（宮垣）すいません、収容人数等につきましては、現在、手元に資料がございませんので即答はちょっといたしかねます。申し訳ございません。想定では、現在、避難の収容人数の半分程度を考えております。

○議長（桑原）現在の収容人数というのは、半数というのは、分母がどうなのか。分からないなら分からんいうて教えてください。防災課長。

○防災課長（宮垣）申し訳ございません。今資料がございませんので、即答はしかねます。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）お一人、そのような方が出られた場合に、その御家族にも影響が出ていることがあるかと思いますが、その辺も想定されて、御家族の誰かが出たら御家族ごとというふうなところに隔離していただくというようなお考えなのでしょうか。それとも、その人だけ隔離するというような計画になっているのでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）現在はその濃厚接触者の部分につきましても、やっぱり疑わしきというふうな形で判断するところもございますので、まず、諸症状が出てない方につきましても、一定の場所、距離を保ちながら、テントの方ですね、分けるような形で避難していただいております。想定しております。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）少しちょっと分かりにくかったので、ちょっと再度お伺いするんですが、症状が出ている人に関しては、隔離部屋に誘導されて、その濃厚接触者であるかと思われる御家族等はテントに誘導されるという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）少し説明の方が不足していたかも分かりませんが、室内において、どの方につきましても、1度は、簡易テントがございますので、テントの方に入っていたかどうかというふうな形では思っております。御家族の方につきましても、小さいお子様がいて、ちょろちょろするようなことが想定されます、その濃厚接触者の部分で。その辺りも十分配慮しながら、できたら完全に疑わしい方とそうじゃない方の部分を分けたような形でいていただくとは思いますが、御家族の方についても今分かりやすく言えば、テントの方に入っていたかどうかと思っております。

○議長（桑原）防災課長、先ほどの答弁の中で、4部屋という数字が出たよね。それとテントというのと、整合性というのはどうなの。それを説明してあげてください。防災課長。

○防災課長（宮垣）テントと申しますのが、室外に設置するものではなくて、室内に設置するものでございます。あくまでもこれは飛沫感染予防というふうな形でとっていただければと思っております。

○議長（桑原）飛沫感染、部屋の中にテントを置くということ。テントと4部屋は同じものということですか。

○防災課長（宮垣）部屋の中に設置するようなものです。

- 議長（桑原） 4部屋というのは、防災課長。
- 防災課長（宮垣） 今御指摘いただいたような形で補足させていただきます。まず、その施設にもよりますけども、避難していただく部屋を想定しております。その中に、まず避難していただくんですが、症状によって様々なことが予想されます。マニュアルにも書いてはあるんですが、飛沫感染予防というふうな対策として、補正で買わせていただいたテント、要するに飛沫感染予防として間仕切りの代わりにワンタッチテントというのを現在たくさん購入させていただいております。まず、疑わしき方につきましては、その部屋に入ってください、準備しているテントの中に入ってください、これが飛沫感染予防というふうな形で表現させていただきました。
- 議長（桑原） 玉川議員。
- 1番（玉川） 一つのお部屋に対して何人用のどれぐらいの規模のテントを幾つ設置される御予定なんですか。
- 議長（桑原） 防災課長。
- 防災課長（宮垣） 部屋の大きさによっても様々でございます。今購入させていただいているテントが4人から6人用、2人から3人用、小型、あとは着替え用のテント、あと間仕切りのテントというものもございます。そういったようなテントは100弱ぐらいございますので、それを適宜使用させていただこうと考えております。
- 議長（桑原） 玉川議員。
- 1番（玉川） 先ほどの少し前のお話の中に、そういう方が出られたら、保健所の方に報告をしてどうこうという話があったんですけど、そういう方が出られたときには、その後、隔離をされる、その後の対応というのはどういうふうに検討されているんでしょうか。
- 議長（桑原） 防災課長。
- 防災課長（宮垣） まず、連絡をします。保健所の方に連絡したときに指示を受けるような形になっております。これは24時間対応になっております。うちの方のこちら側としては医療行為ができないものですから、来られるまでとか搬送されるまでの間の正しい処置方法、そういったのも具体的に聞いて、次の段階のステップの方に進めてまいりたいと考えております。
- 議長（桑原） 玉川議員。
- 1番（玉川） 今の話ですと、平時に近いような小さな災害のときには、そのような対応

で可能かと思いますが、今後、予想されているような大規模の災害のときには、今おっしゃったような計画では多分対応できないんじゃないのかなというふうに思っておりますが、その辺はちゃんと予見されているのでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）当然ながら、今想定している中では、議員御指摘のように、大規模災害、南海トラフを想定した場合でございますが、町内におきましても約1万人の方が避難されることが予想されております。そうなりますと、1度に、やはりこうなりますと、避難所も全部開けないといけないような形にはなります。今のコロナ対策というのがそこで図れるかどうかというのも十分検討をしているところでございますが、間に合わないところもあるとは思いますが、今の状況も勘案しながら、その大規模災害、1000年1の災害があったときの対応を含めて、今後、もう少し煮詰めていかなければならないところもありますので、それは今すぐにはお答えできませんが、対応していきたいと、今考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）今のお話ですと、大規模災害、今までに生じたようなことがない、私が申し上げたように、これから先、起こると言われているような大規模な災害に対しては、対応がまだ検討できていないという理解でよろしいですか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）想定はしておりますけども、すぐにどういうふうな形になる、避難状況も分かりませんので、それに対応した、コロナ対策等は取っていきたくは思いますが、何分、1万人が全部避難されるというようなことになると、避難所の方もぎりぎりになってまいります。そこの辺りで避難所開設におけるような状況も踏まえて、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）町長にお伺いいたします。今のお話では、そのような大規模な災害においては、まだ検討が十分でなく準備もできていないということでしたが、そこについてどのようにお考えなのか、今後、現時点から今後についてどういうふうにお考えなのか、お答えください、町長。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）今の説明の中には、基本的にコロナ対応は、我が公設の避難場所等だけで

はなくて、今皆様に周知しているのは、お家の垂直避難、それから更には、自動車を持った、いろいろなところの分散避難、そういったものを考慮しながら進めていく状況でございます。そういった中に、先ほど言うております1万人規模の避難者が出た場合の想定においては、いろんなところの確保は今現在進めているところではございますが、それが全て満足できる状況にはないかというふうに考えております。だから、その中に災害協定、それから、他自治体との連携、そういったものを総合的に進めていく形ものを今検討しているところでございますので、そういったところが随時出てくれば、皆様にお示ししていきたいというふうに思います。一言申し上げますが、災害協定においては、いろんなところの場所等もしっかりと、民間の場所、スペースを確保してきておりますので、そういったところが満足できる数値が、現在、計数的に出てないというところでございますので、しっかりとそこは計らせながら、今後は皆さんがしっかりと安心して逃げれる場所を担保していくような方向性は進めていきたいというふうに思っております。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）再度お聞きします。現時点では満足な対応策が取られてないという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）満足ができるかできないかは、災害の状況によって、その想定論の話でございますので、どれだけの規模が現実起きた、例えば1万人が2万人になった、こういった想定は、現実には、今の現状では不可能だというふうに思っております。だから、今の1000年1の人数がどのような形でできるかを、民間の企業の方々のいろんなスペースを担保しながら、今、計数、ちょっと私の手元にはないんですが、関係部署には多分その計数が出ておると思いますから、そこらはまた予算委員会等で、もし話が出れば、そこらのところをしっかりと説明させていただければというふうに思いますので、その整理がちょっとできてない中で、この答弁をするのは非常に難しい状況でございますので、その点を御理解をお願いいたします。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）首長は、最大限、こういうふうになったときはこうするというようなことを、しっかりとその段、その段の最善策を考えておかないといけないと思います。分からないとか、まだ立ててないというのは問題なんじゃないのかなというふうに思います。

現在のお話だと、分からないという。それはもうあり得ないことじゃないのかなというふうに思うんですけども、甘いとか言いようがありません。ケース・バイ・ケースとかというふうに言われましたけども、それじゃ、全くの対処とは言えないんじゃないんですかね。そこについて、いつまでにそれをしっかりと策定するというふうに考えているんでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）対処しないと云ってるのではないんでございまして、基本的にはその対応を進めていく。その想定がどの範囲に及ぶか、これが今の1000年1で出ている範囲のものしかないわけです。それ以外のものが出たときにどう対応するかというところに関しては、我々も予測できませんし、専門家もそういったところを予測してきてないわけです。そういったところに範囲を及んだときの想定はできませんよというふうに、今、説明したつもりでございまして、今の民間のスペース、いろんな駐車場を含めた、ハローズとの連携協定も実際にやってきております。直近で言いますと、麒麟倉庫なども基本的に物資の動きの提携もしてきていますし、いろんなところをスペースとか物資とか、それから食料品とか医療関係も含めて、そういったところの連携協定をしっかりと充実させることによって、全体の避難状況を確認していくという方向で今動いているわけです。その中に、今、計数の話が出ましたので、計数においてはもうちょっと整理させた中に発表をさせていただきたいということでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）1000年に1度のことに関しては、しっかり対策ができていうふうにお考えなのでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）しっかり対策ができていのかどうかにおいては、当然、できる方向に進めておりますが、現場はどのような形になるか、要するに見通せないという状況です。だから、今はそれをあくまでも担保しようと、今、計数を積み上げておるところでございまして、そこをしっかりと見ていただきながら、今の質問に対しての御判断をしていただければというふうに思っております。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）既にどれぐらいの規模の被災者が出てというところは、いろいろな報道で見えてきていると思います。先ほどの御担当の方のお話ですと、そこに対しては、まだ

準備ができていないということだったと思います。そこに対して、私はそれ以上のことを言っているのではなくて、今、1000年に1度、起こるかもしれないということが、今日明日起こっても仕方ないということが報道されておりますので、その規模の災害について、現在、どういう対策が取れるのか、そこをちゃんと予見できているのか、計画できとるのかということについて聞いているんです。そこに対して、今現在、準備が予見できて準備ができていますとお考えですか。町長。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）誤解があればちょっと訂正したいのですが、1000年1の基準につきましては、現在、県の方が、今年度示しております。現在、うちの方としてもハザードマップを今年度作成するような形になっておりまして、新たなそういうふうな基準であったりとか、新たなそういうふうな災害の定義の方が新しくなっておりますので、そういった部分で、改めまして、また見直さなければならぬところに来ております。準備が万全かといいますと、なかなか、じゃ、ということもありますが、公共施設、あと町長が言いましたように、民間、そういったような施設も踏まえて、現在、たくさんの方が避難できるような場所であったり、逃げていけるような状況のところを確保したいと考えております。この辺りも、知恵を絞って現在進めているところでございます。県や国などの指導を仰ぎながら、今後も万全な形で皆様に安心・安全なまちづくり、住み続けられるような町であってほしいと担当としても考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）じゃ、率直に申し上げて、今現在は準備ができていないという理解でよろしいですか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）誤解があつてはいけませんので、今、1000年1の話が出たものですから、1000年1につきましては、今年度作成中、これまでの基準であるものにつきましては、これまでの基準の要領で運用してまいりたいと思います。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）私が申し上げたのは、最初の通告からその1000年1に起きてくるような災害について、しっかり予見ができて準備ができていくのかということについてお聞きしたんですが、準備ができていないということじゃないのかなというふうに思います。だとすれば、避難所の運営訓練を実施いたしましたというふうに書いておりますが、この

避難所の運営訓練というものについては、どのような想定でどんなときにどうするとい  
うような訓練をされたんですか。それと、あと回数を教えてください。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）今御指摘のコロナ対策の避難所開設訓練、どのような形でというよ  
うなことだったと思います。こちらの方が6月29日と30日、2日間にわたりまして、計4  
回ほど開催しております。内容につきましては、座学というように形で、現場に出向い  
て行って、避難者の受入れの見取図等を見ていただきながら、問診の仕方であったり、  
検温の仕方であったり、テントの設置の方法であったりとか、そういったものを、対象  
はですね、災害対策員、施設職員、全職員なんでございますが、それを対象に実施した  
ところでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）どのような災害に対しての訓練だったのでしょうか。その想定をお聞かせ  
ください。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）こちらの方なんですけど、実施した訓練につきましては、避難所を開  
設したときに、どのようにコロナ対策に対応するのかというような訓練でございまして、  
どの規模というような形では現在のところは想定はしておりませんが、大概につきまし  
ては、開設に伴うような訓練であることは御報告しておきたいと思っております。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）災害には種類があると思うんですけども、水害なのか震災なのか、その  
辺り、ちゃんと決めて想定された上での訓練ですか。それとも、ただ単に開設するとい  
うだけの訓練ですか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）議員御指摘の様々なことが想定されます。浸水、地震、あと、火事も  
あるでしょうし、暴風、いろんところで避難所を開設するようなシチュエーションが  
出てくると思います。まず、私どもの方は避難所を開設した際にどのような対応を取る  
のかというようなところで訓練の方を実施したところでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）現在の訓練で水害であったりだとか震災であったり、先ほど来、話してい  
るような大規模災害であったり、そういうものに対応できるような訓練であるとお考え

でしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）そのように思っております。

○議長（桑原）防災課長、もう1度。

○防災課長（宮垣）対応できるというような形で思っております。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）今後、もう少しいろいろな想像に基づいて、水害の場合に何が発生するのか、そういうような予見を含めた訓練が必要かと思います。また、震災のときには、また違った動きになったりだとか、被害状況が起こったりすると思います。その辺り、今の訓練じゃ、私は足りないと思いますが、その点どう思いますか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）議員御指摘のとおり、町としてあらゆる災害に対応できるような準備というのは必要なことだろうと思います。今回、実施させていただいた訓練というのは、一番多い土砂災害であるとか浸水被害であるとか、そういったところが主であるんですが、小規模な地震であれば避難所も対応できるでしょうし、あらゆるものを含んでの話ではありますが、個別に、やはり必要な訓練というのもございます。それはどっかで職員が、やっぱり経験しておかないとできないことだろうと思いますので、いろんな想定をした上で、今後の訓練、実施してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）6月29、30日に4回ほど訓練をしたというふうに言われましたが、私の聞く限りによると、7月の大雨のときに職員の方から、また場当たりの指示で、自分たちは困るというような声が聞かれてきたんです。それは本当にちゃんと訓練がなされているということではないんじゃないのかなというふうに思うんですけども、全員に対してきっちりと訓練がなされて、本当になされているんでしょうか。そのような認識なんでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）そういった職員がおったかどうかということも把握しておりませんし、その方がどういう言い方をされて、どこの内容について批判をされたのか、それを承知しておりませんので、そこら辺は、すいません、答弁いたしかねるところでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）今までの話を聞いて、これからの大規模災害における想定であったりだとか、予見力であったりだとか、訓練であったりだとか、まだまだ足りないところが多いかなということがよく分かりました。これからのつきましては、しっかり大規模災害、いつ起こるか分からないような大規模災害もしっかり想定した上で準備を早急に徹底していただきたいと思います。ここでお願いを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（桑原）説明員入替えのため、暫時休憩をします。再開は11時10分。

~~~~~○~~~~~

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。一般質問を続行します。11番、岡田議員。

○11番（岡田）11番、岡田です。子どもたちの学びと健康について。学校は新しい生活様式の下、6月から再開をされましたが、子どもたちの心のケアをはじめ、3密を避ける感染防止対策や遅れた学習を取り戻す授業計画の策定、オンライン教室への取組など、教師は多忙を極めておられると聞いております。教室での生徒一人ひとりの距離は1メートル空けることとされています。しかし、1クラスの生徒の人数は35人から40人で、密の状態なのです。学校以外の場所では密を避けるように言われながら、学校ではどうしても長時間密になってしまいます。子どもたちの命と健康を守ることや、しっかり学べる教育環境を実現するには、まず少人数学級を目指すべきではないでしょうか。国も第2次補正で教員の加配を打ち出しましたが、その規模は3,100人で、全国の小中学校の10校に1人しか配置されず焼け石に水です。1番、日本教育学会が提言をしているように、教室での密を避けるには10万人規模での教師を増やして20人学級を実現すべきです。町としても、コロナ禍を契機に20人学級の実施に向けて検討を始めるべきではないか、お伺いをいたします。2番目に、国・県に対しても、教師の大幅増員とともに、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーをはじめ、学習や清掃、消毒、オンライン整備のための支援員の更なる加配を求めるべきではないでしょうか。3番、夏休みが短縮され、苛酷な中で体育の授業をすることになりましたが、子どもたちの成長にとって身体を動かすことはとても重要ですが、熱中症対策も不可欠です。酷暑の中、運動場の使

用は控えなければなりません。そうすると、体育館を活用する以外ありません。これまで避難所として体育館にエアコンの整備を求めてきましたが、今後、子どもたちの夏場の運動施設として体育館にエアコンの整備の必要性も高まっていると思いますが、設置についてのお考えを伺います。4番、休校による学習の遅れに関して、国は長期間で自習すればよいとの通達を出していますが、中学3年生の受験を控えた学生・生徒には時間がなく、将来にとっても大きな不安を抱き、モチベーションが上がらないという声があります。5月13日に受験内容に関する文部科学省初等中等教育局長通達が出され、問題を選択制にする、面接、作文を取り入れるなど、必要な工夫と適切な範囲で出題が要請されたと聞いております。受験生が安心をして学び、しっかり受験に臨めるよう、早期に試験の在り方について発信をすべきだと思いますが、いつ頃どのような内容に決められるのか、お尋ねをいたします。

2番目に、新型コロナウイルス感染症が与える暮らしと経済への影響について。世界中で新型コロナウイルス感染が広がり、暮らしと経済に深刻な影響を与えております。今回、コロナ危機によって、新自由主義の名の下、市場経済に任せてきた大企業の利益優先、民営化促進という流れのパターンがはっきりしたと言えます。構造改革による医療削減政策が続き、急性期のベッド削減、公立病院の統廃合や保健所減らしによって、危機に対して脆弱な医療体制となってしまいました。また、労働法制の規制緩和は使い捨て労働を広げ、コロナ危機の下で、派遣やパートで働く人々の雇い止めが広がっております。今こそ、社会保障、福祉を手厚くすること、また労働法制の規制緩和を転換して、人間らしく働くルールを作ることが求められていますが、町長の御所見を伺います。更に、消費税率の引上げによって個人消費が大きく落ち込んでいる最中に、コロナ危機が襲いました。2020年4月から6月のGDPは年率マイナス27.8パーセントと戦後最悪のマイナス成長です。共同通信の世論調査によると、コロナ危機に対する経済対策として有効なのは、消費税の引下げの声は1位を占めたとのこと。日本経済がこの危機から脱するためには、直ちに消費税を5パーセントに引き下げることと、105基にも及ぶF35戦闘機の爆買いや5兆3,000億円の軍事費の削減など、事業の見直しを行い、国民への支援を更に進めるよう、国に要望することが求められておりますが、町長の御所見をお伺いします。今後、マイナス成長の影響が生じ、生産調整や自粛の影響などにより、資金繰りが難しいとの意見も多くあり、手厚い支援を早急に行うことが必要です。現状の認識と今後、町の景気の見通しと経済損失は幾らになるのか、試算をされている

かをお伺いいたします。

3番目に、西浜保育所の跡地の利用について、西浜保育所の跡地が活用されずに数年経ちますが、町にとっても貴重な土地だと思いますが、国との取扱いではどのようなになっているのでしょうか。町としても積極的に活用策を取るべきではないでしょうか。町長のお考えを伺います。以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）それでは、岡田議員の質問の1点目については教育委員会から、その他の部分について私から答弁いたします。

新型コロナウイルス感染症が与える暮らしと経済への影響についての質問でございますが、社会保障や働き方につきましては、国において感染症が収束したポストコロナを見据え、新たな日常を支える社会保障の構築や所得向上策の推進、格差拡大の防止などの取組を強力に推進することとしております。また、消費税の減税等につきましては、国政の場で議論がなされていることは承知しておりますが、社会保障や税制度、国防に関しては国において議論され、決定されるものと認識しております。町といたしましては、全国町村会を通じ、国に対し、感染拡大防止に加え、事業者の事業継続や雇用維持など暮らしを守る取組などへの更なる支援を要望するとともに、税収等の落ち込みが予想される地方財政への万全の対策を求めているところであります。引き続き、制度の中で住民福祉の向上に向けて、必要な対応を行ってまいります。また、現状の認識と町内の景気の見通しと経済損失につきましては、広島県の景気は経済活動の再開に伴い、徐々に改善に向かうことが期待されるが、そのペースは緩やかなものにとどまると見られるとされております。海田町でも同じ傾向だと思われませんが、町の経済損失が幾らになるかは試算できておりません。

次に、西浜保育所の跡地の利用についての質問でございますが、跡地については、国有地部分と町有地部分があるため、現在、国有地を管理する中国財務局との間に国有財産及び町有財産の最適利用連絡会という勉強会を立ち上げています。土地の形状から国有財産と町有財産を切り離しての活用は難しい状況にあるため、国と連携して、跡地を一体的に有効活用できるよう、積極的に活用策を検討してまいります。

それでは、1点目については教育委員会から答弁をいたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）岡田議員の質問に答弁いたします。

子どもたちの学びと健康についての1点目についてでございますが、学級編制につきましては、国や県の規定に基づいて編成しております。この度の新型コロナウイルス感染症対策として総合的に判断し、海田南小学校6学年について臨時休業を終え、学校が再開した6月に、4月当初の3学級から4学級へと再編成を行い、対応したところでございます。今後も国や県の動向に注視しながら対応してまいります。2点目については、4月当初から配置しております4名のスクールサポートスタッフに加えまして、7月20日から2名増員し、町内全小中学校において、もちろん公立ですけど、全小中学校において衛生的な学習環境の確保と教職員の負担軽減を図っているところでございます。また、スクールカウンセラーは各小中学校に1人ずつ、スクールソーシャルワーカーは各中学校区に1人ずつ配置しており、また、オンライン整備を含む情報教育の推進を担うICT推進教員につきましては、小中学校6校に兼職をかけた1名を配置しております。3点目については、時間割や体育における1時間の授業の時間配分を工夫したり、運動場にミストシャワーを設置し、体育館では全てのドアを開放して、換気扇や扇風機を回す等の暑さ対策を講じたりするとともに、小まめに水分補給をしながら対応しております。現段階におきまして、体育館へのエアコン設置は考えておりません。4点目につきましては、海田町立小中学校においては、臨時休校中の分散登校の実施、夏季休業日の短縮や学校行事の精選、学習指導員の追加配置による補修等によりまして、授業時数の確保に努めており、とりわけ、中学校第3学年の生徒が未履修のまま卒業することのないものと考えております。なお、高校受験の在り方につきましては、現在のところ、県教委から変更する旨の通知はございませんが、今後も県の動向に注視しながら、変更があった際にはいち早く情報提供してまいります。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）それでは再質問をさせていただきます。少人数学級のことなんですけれども、学級編制につきましては、国や県の規定に基づいて編成をしておりますということなんですけども、今の全国、どこもそうなんですけども、それじゃ、ほとんどの全国47都道府県がそれが全部学級編制について、県や国の方針どおり、学級編制をやっとるんかということになって、調べてみたら、国や県の基準で学級編制をやっておるのは広島を含めて3県しかないということなんですけれども、あとは、それぞれ県とか、それぞれの自治体でいろいろと少人数いうんか、学級編制を、少ない人数で編成をしているということなんですけど、これについて、そういうふうなもちろん認識はおありでし

ょうけども、これについてどういうふうに思われますかね。今の基準に対して、広島県と熊本と大阪、この3県だけが国や県の方針で学級編制をしとるんだけど、あとの都道府県は、全て、独自で人数制限を減らして、1クラスを40人にしてないということなんですけれども、これについてどのように思われますか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）今、議員の方から教えていただいた3県だというのにちょっと驚愕しておるんですけれども、その調査がどのような基準で行われているのかというのも少し教えてもらえればと思いますけども、私の知る限り、ほぼ全都道府県が最大40人学級を遂行しているものと思います。ただし、政令市でありますとか、市によりましては、自校で教職員を雇って35人学級をやっているところもあろうかと思えます。それも全てではなくて、学年を区切ってであるとか、あるいは少人数といっても、教科ごとに少人数にするというのはこの基準の少人数とは違いますので、全学年全学級が35人で区切ってやっているというのは、私もちょっと今初めてお聞かせいただいたことで、多分、全都道府県ほぼそれでやっているように私は認識しておるんですけれども。しかしながら、今の40人学級がどうかといいますと、今、広島県でも、これ全国ですけど、小学校1年生については35人学級、小学校2年生も広島県で35人までやっとならざると思えます。ということは、やはり、今後、今の教育状況を見ますと、幾らか、やっぱり、定数というか、1学級の定数というのは考慮していかんやいけん時期に入ってきたんかなというのはあります。でも、実態的にはまだ40人学級だと思えます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）以前は、昭和34年から昭和38年ぐらいは50人学級だったみたいなんですけど、それがだんだん、昭和55年辺り、平成3年辺りから40人学級にだんだん減ってきて、今の少人数学級と言われて、今のいわゆる地方3団体いうんですかね、知事会、市長会とかが国に対しても少人数学級をしてくれと、少人数学級をしようと思うたら財政的に支援をしてくれというふうなことなんだけど、今多くの自治体で、県も含めて30人学級とかそれ以下のやっとならざる場所は、自分の自治体の予算でやるんだけど、それがなかなかできなくなってきたから、国に対しても国の責任で少人数学級をしてくれというふうな流れになってきているみたいなんです。今の特に、コロナ禍の下、生徒の間は最低1メートル空けにやいけん、1メートルから更には2メートル空けにやいけんというふうになってきたら、実際、それをやろうと思うたら、今の40人を半分にせにや

いけんというふうなことになるって、その辺りからも少人数学級にせえというふうなことが出てきとると思うんですけども。今のこのコロナ、いつ収まるか分からないというふうな状況の中で、一番、子どもたちや何かにアンケートを取って、不安なことは、やはり、コロナに感染するんじゃないかと、授業が遅れるんじゃないかというふうなことが子どもたちのすごい不安の一つなんですけども、それをやっぱり解消するためには大人の責任いうんか、教室を広く使うとか、そういうふうな施策いうんか、すぐにはできないけれども、コロナもすぐには終わらない、収束しないわけですから、やはりそういうふうな方向性いうんか、そういうふうなものが要るんじゃないかというふうなことで問うとるんですけども、その辺の見解はいかがでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）おっしゃるとおりだと思います。日本教育学会で少人数35人とか30人とかいう議論が出されておりました。私もそれは同感のところがあります。日本国というのは、今までの戦後の教育がやはり日本人の資質を上げてきたと思うんですね。それも国が一律に教育をなしてきたからだと思います。教材にしましても、教員の配置にしましても、子どもたちの教育環境を同一にすると、全国民が教育を受けると、同じ教育を受けるということで成果を上げてきたんだと思うんです。それが地方自治の方に地方分権ということで少しずつ変わってきておりますけど、市町が教員を配置するときに表向き35人にすると言ったら、良いように見えるんですけど、非常にデメリットが多いんです。というのが、県がやっているときにはいろんなことを整備されています。例えば、病気休暇の職員が出ました、それに対して代用措置します、県では。そういうふうな整備がされております。ところが、それを市町に下ろした時に病気休暇が出ました、措置がないんですね。そこまで整備されてないんです。そうすると、どうなるかという、今おる教員をどうにか苦慮して、あるいは教頭さんとかを学級の担任にさせたり、そんなことをしながらやっているわけです。いわゆる不安定さが非常にあるんですね。ですから、大きなというか、人口の大きい政令市においては、多少それは整備されておるかとは思いますが、なかなか整備されてないのが実情です。そういった点で、市町が35人学級をするというのに、二の足を踏んでいるというか、二の足というか、それに思い切っただけできないというのはそういったところなんです。私どもからしますと、今回、南小を3学級から4学級にしたのは、私、標準の教室を見たときに、さすがに39人、38人多いんじゃないかなと予想しました。やはり行ってみると、そうでした。これはどうにかして

解消したいなと思い、学級編成権は市町にあります、ですから、4学級を3学級にする、3学級を4学級にするのは、40人を超えなければできません。その制度を使って、ただ、教員配当を県教委から1人くれというのは、これは一律には難しいだろうと思って、学校の中でできる教員を充てるということを校長に申し入れて、それで校長やりましょうということで、そういうふうにしました。だから、40人というのは今の教室基準では大きいかと思います。もう一方で、5年生もあったんですけど、5年生は、ですから第2音楽室に教室を移してやらしています。そういったことで、議員御指摘のことはありますけど、徐々にそこらを解消してからやりたいと思いますけど、ただ、国や県の基準を要望はされておるようですけど、私どもの方でそれを覆すようなというか、それを越えるようなことは考えてないということです。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）どうしても学級編制をして学級を増やしたら、そこに教職員をつけにゃいけんと、その教職員をつけるのも、財政的な裏づけいうんか、予算いうんか、それは町がやろうと思うたらなかなか厳しいというふうなことは、当然そうなるんですね。だから、国に対して、そういうふうな、やっぱり義務教育ですから、そういうものも含めてね、やはり国が責任を持たにゃいけんというふうなものもあって、特にこのコロナの問題がなかったら、それはこのままで今までどおりでいいかなあいうような感じがあるんですけども、やっぱりこういうふうな大きなコロナの問題があって、いつ収束するかも分からないという状況の中で、思い切った、子どもたちを守るという施策をしようと思うたら、どうしても少人数にして、ゆとりある教育いうんかをせにゃいけんと。そうやってきたら、やはり、予算的なものというふうなものは、どうしても一つの町だけではどうしても難しい、難しいいうんか、できないわけなんですよね。だから、町長もそうなんだけど、県とか国とかそういうふうなところに要望していかないと、子どもたちを守ることそのものができないと。それは、やっぱり大人の責任でもあると思うんですよね。だから、そういうふうなことをすぐ4月からやれいうてもそりゃ難しいかもしれんけども、そういうふうな視点に立って、国に対しても、そういうふうな子どもたちを守るんだということを積極的に言ってもらいたいわけなんですよね。そうせないと、子どもたちもそういうふうな、自分たちがいつうつるかも分からないという不安の中で日々生活する、そして、マスクですよ、新しい生活様式ということで、大人はマスクをしても、そう言うても、例えばマスクをしたとしても、この後、20年、30年ぐらいなんだけども、

子どもはその倍以上の期間、マスクをするというふうな格好になってくる、そういうふうになってきたときの影響ですよね、それはものすごいもんがあると思うんですよね。だから、そういうふうな面からも、やはり町単独ではできないんだから、やはり国や広島県とか、なかなかそういうふうな少人数学級をやりたがらない数少ない県の一つなんだけど、やっぱり、そういうふうなところに少人数学級をするための予算をつけてくれとかいうふうなことをもう少し発信をすべきじゃないかと思うんですけれども、町長のお考えをお願いいたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）私も教育長会とかそういった団体がありますので、そこらと一緒に話をしながら、話をしていきたいと思います。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）今御指摘のある教育委員会の方の、教育長が今お話ししたように、いろんな意味で課題等も含めていろんな形があるかと。その運用に関しては、やはり学校長も含めて教育委員会と連携を取りながらやっていただいております。町村会としても、今のことに関しては、ちゃんと国へ、文部科学省、内閣府、総務省、財務省、国土交通省、これに向けて要望を出しております、今の少人数教育とか少人数指導、それから生徒指導とか、いろんな形のものを要望を出させていただいております。そういった改善の中に、現状の数字が上がっているわけではございませんが、その改善方向のもの、要望は、ちゃんと国へ、町として要望を上げさせていただいているところでございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）是非とも要望をしてお願いいたします。それと次、スクールカウンセラーとかソーシャルワーカー、各校に1人とか、ちょっと少ないような気もするんですけれども、それとあと、ICTは6校で1人ですかね、それも兼職と、教員の方はほかの仕事もあつていうふうなことなんだけど、今からいろいろなGIGAスクール構想みたいなので、全生徒にタブレットとかいうふうな構想があつて、これも予算的なもんがあるんでしょうけども、兼任で6校で1人というふうなのは、これは教育長、こりゃ、少ないわい、1人じゃ、どうにもならんわいというふうには思われませんか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）役目によると思うんですね。そういうことだと思います。議員おっし

やるように、ICTを今から進めていく上では、少し力を入れにゃいけないのかなというところもありますけど、仕事によると思います。ホームページを毎日改正するわけではなかったり、パソコンの機器がいつも故障するわけではないので、それ、1人張りついておるのが本当に利用として効果的かどうかいうたら、多少、私も疑問ですけど、そこらは仕事の内容と今求められておるものと、そこらをしっかり考えて、今後の予算計上等考えていきたいと思います。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）やはり、今の教員、特にこのコロナで、それでなくても忙しい中、更にこのICTで新しい教育いうんか、そういうふうなんをやっていかにゃいけないいうところで、教員の方1人で何かこう、1人の人が6校の生徒を教えるような格好になってくるんだと思うんですけども、何か新しいことでてんでこ舞いされるような、すごく、いわゆる働き方、教員の働き方についてもそういうふうな、やっぱりもう少し改善いうんか、加配いうんか、それこそ町でなかなか難しいんだから、やっぱり県とか何かに加配をお願いすると、こういうふうなことをしないと、なかなか軌道に乗るまでとかね、すぐにすっとスムーズに移行するいうふうなものでもなかなかないと思うんですけども、その軌道に乗るまでは2人とか3人とかいうふうな加配の仕方いうんか、そういうふうなんがあるんじゃないかと思うんですけど、やっぱりそういうふうにするべきじゃないんですか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）県費負担のものについては、相当要望を上げて、全部が全部じゃないですけど、ある程度満足のいくものを配置していただいております。先ほど申しましたように、しっかり配分を考えてやりたいと思います。やっぱり、バランスが大事で、予算幾らでもあるわけじゃないので、1人が800万かかりますので、それはよくよく考えないといけないと思いますので、そのしっかり配分と費用効果を考えてやりたいと思います。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）私たちが思うに、これ、国のそういうふうな政策の方針でやるわけですから、国はやれやれというて、そういうふうな、実際にやろうと、教員の加配もしないというふうなことでは、なかなかうまい具合にいかんと思うんですね。やっぱり、それだけの国も、裏付けがないとね、そりゃ、財政的な裏付けがないとなかなかこのG I G

Aスクール構想だと、全国一斉にやれというふうなことを言っても、なかなかそれを受けた自治体としてもそれは困る、困るいうんか、それこそ極端に言うたら、自治体同士で格差が出てくるみたいだね、そういうふうな気もするんです。やっぱり、国や県にね、しっかりと要望をするようお願いいたします。あと、体育館のエアコン、今年も暑かって、特に夏休みが短くなって、この暑い中というふうなので特に大変だったと思うんだけど、今から先の、多分、来年、その次のことを考えても、やはり外で授業をするというふうなのは、なかなか難しいと思うんですよね。それと、熱中症のこともあったりなんかしてね。やはり、体育館で授業、ものすごく、今までこういう日中しているから、極端に言うたら、命の危険があるぐらいまで温度が上がったりするときに、体育館でもこう窓を開けて扇風機をがらがら回しても、それは体を動かすわけですからね、それなりの危険性いうんかはあると思うんです。やはり、教育的な立場いうんか、生徒の体を守るいうふうな立場からも、そういうふうなエアコンの導入いうんか、お金がかかるのはかかるんだろうけども、そういうふうなことを検討すべきじゃないかと思うんですけれども。まあ設置しないというんだけど、やっぱり検討ぐらいはしてもらってもいいんじゃないかと思うんですけれども。

○議長（桑原） 教育長。

○教育長（佐々木） ここではそういうのは教育上のことだけということで、避難所とかいうことはちょっとこっちに置きまして、教育上で言いますと、夏は、今年はコロナ禍で水泳はできていませんけど、この時期は水泳ですので、体育館の中で遊ぶとかいうことは恐らくないんですよね。それを考えますと、やっぱり費用とそれとメンテナンスの問題からして、少しぐらい我慢してもいいんじゃないかと思うんですよ、この夏。体育館で必ずエアコンをつけて遊ばにゃいけんかいうようなもんじゃないんじゃないかと。今、コロナ禍だから、少し気になるんですけど、これがもし収束に走ったら、やっぱり水遊び、水泳をさせるべきだと思うんで必要ないんじゃないかと思えます。ちなみに本町においては、皆様方の理解とけい眼によりましてね、普通教室100パーセント、それと特別教室、これが近隣では一番高い75パーセントをしてもらってるんです。この75パーセントというのも、子どもが教育活動をする中は全部についているんです、うちは。あと25パーセントはどこかという、これは数字上のあやで、倉庫についているかということなんですよ、倉庫まで。ここは必要ないと思うんですね、子どもたちが教育活動する場面には100パーセントだから付いとるということです。これは皆様方のこれまでの御理解

と、先見の明でつけていただいとるんで、これについて感謝し、またそこらを使えば、しっかり子どもたちの活動は、この暑い夏、酷暑の中を工夫できると思っておりますので、おっしゃることは分かりますけど、やはり費用とちょっと我慢してもいいんじゃないかなというのは思っております。以上です。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）ちょっと我慢してもいいんじゃないかというのは、どうもちょっと具合が悪いんじゃないかと思うんですけど、それはそれであれします。

あと、町の財政なんですけれども、特に、多分4月、5月、6月と休業して、財政的にもものすごくこう収入が落ち込むんじゃないかというふうなことが当然考えられるんですよね。今日の新聞にもマイナスの幅が、GNPか、それがまた拡大したんじゃないかと。特に大企業よりも小さい中小企業の方がダメージが大きいというふうなことが載ったんですけども、町としても多分、これは個人もそうなんだけども、海田町の企業としても、来年、すごく税収が落ち込むと、国としても、当然そうなると思うんですよね。国債をものすごく、100兆円以上出しておるわけですから、その償還もせにゃいけんことになったら、それは今までのような交付金とか国の事業みたいなものをどんどん中止か、先送りかいうふうな、予定どおりにならんんじゃないかというふうな感じがするんですけども。町として、今の財政見通しですね、そういうものは試算をしてないということなんですけども、来年、どういうふうな見通しなのかいうふうなのは分かりますか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）議員御指摘のとおり、中国財務局の県内経済情勢報告でありますとか、日本銀行広島支店の金融経済月報とかを見ますと、企業収益、個人所得ともに減となる中で、海田町におきましても同じような傾向かと思えます。来年度の予算の税収等も減になるということも想定されますけども、なかなかこれの規模がどの程度になるかというのは分からないところでございます。ただ、併せて、国が地方財政対策をどの程度行うかということで地方の財源というのは随分変わってまいりますので、そちらの情報も収集しながら予算編成を行ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）国も町財政も、そりゃ、そんなに今までどおりいうことはないいうふうに当然思うんだけどね。この四半期で約3割ぐらい減ということになって、これから

どうなるか分らんけども、3割がそのままなくなるんか、でもやっぱり、1割、2割はぐっと減るいうふうな、低く見積もっても、そういうふうな格好になると思うんだけども、それでその中でやっぱり、町としても今までこの事業、今度の総合計画でも事業そのものを見直すとかいうふうな格好に追い込まれていくんじゃないかというふうな懸念もあるんですね。その辺のところは、どういうふうな見通し、見通しいうんか、それと今の国の予算編成がこの9月から、今ぐらいからぼちぼち来年始まるんだけども、そうなってきたら、国に対しても早くいろんな要請をするべきじゃないかと思うんですけど、その辺のところはどういうふうにご考慮いただけますか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）この度の地方の財源不足というのは全国的なものだというふうに考えております。そうした中で地方の財源不足をどのように手当てをするのかというのが一つポイントになってこようかと思っております。例年、国からは年末に地方財政計画が示されて、そういう地方の財源不足をどのように手当てをするのか、こういったものが明らかになってまいりますので、その辺を見ながら財政運営の方を進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）多分、厳しいことになると思うんですけども、その辺のところはしっかりお願いいたします。

それと、西浜保育所の跡地のことなんですけども、先ほど、大江議員も畝保育所のことを言われましたけども、西浜の場合は、国と町との割合いうんかがあるとされた、どのくらいの比率なんでしょう。何対何ぼぐらいなんでしょうかね。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）跡地全体の面積が1,437平米のうち国有地部分が約1,000平米、町有地部分が435平米という状況でございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）これは何か、期限とか何かそういうふうな契約いうんか、そんなんがあるんでしょうかね。例えば、ずっとそのまま置いておくいうんか、何もしなくてもいいとか、どちらかが何かこう売却とかいうふうなことになるのか、その辺のところの契約はどういうふうになっているんでしょうかね。あらましいうんか。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）ももとは西浜保育所の設置運営に当たって、国有地部分を借り受けて、町有地部分と一体的に使っていたものが、今保育所を廃止した現在、国有地と町有地部分が共存している状況にありますので、そこを有効的に活用するために、国と連携して活用策を検討している状況でございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）あの場所はそんなに災害があってどうのこうの、ちょっと畝保育所とは全然あれが違うので、活用の仕方によってはものすごく活用できるし、国が3分の2ぐらいか、そこまでいかないか、かなりの部分を持っておるということで、国は何かこう、あそこの土地について何かこう、活用とかなんかそういうふうな話はあるんでしょうか。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）国においては、国有財産部分の有効活用に当たり、様々な状況の変化に応じて柔軟に対応するために、地域のニーズを把握しつつ、積極的に国有財産の有効活用を推進するものとされております。当該跡地は、町有地部分と切り離しての有効活用が難しいので、町有地と一体的に地域の方で有効活用できるという方針の下、今勉強会を重ねているところでございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）この勉強会というのがちょっとよく分からんのですが、例えば、町として、あそこに何か町有の有効なものを建てたいと、町立のものを建てたいというふうな構想がある場合ですよね、そういうふうなことは国と協議をして、そういうふうなことは可能なんじゃないかな。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）まだ町としての具体いうのは、進んでいないところですが、やはり、国有地と一体的な活用を図るために、まず国において、町と共同でどういった活用方法が可能なのか、そのためにどのような選択肢があるのかという可能性について、他地域における具体的事例を基に広く勉強しているところでございます。その他地域における具体的事例としては、民間活力による介護施設や保育施設等の施設整備事例や、そのための定期借地権による貸付けの手法といった具体的事例についても、併せて勉強しているところでございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）今言われました、仮の仮の話なんですけども、例えば、介護施設をあそ

こへ建てるとか、あるいは、極端なことを言うたら、大きな災害があったと、で、仮設住宅とかそういうふうなものを建てにゃいけんというふうなときにあそこを使うとか、あるいは今全く何も使っていないんだけど、例えば、駐車場に貸して、何かあったら、さっと返してもらおうとかいうふうな可能性いうんか、何ぼかたちまち考えであると思うんだけど、何らかの活用方法というふうなものを考えて、例えば大きなものを建てる前に、それをしようと思ったらある程度時間はかかるんだけど、それまでに何かこう、どういう、収入のある方法いうんか、何かそういうふうなことはできないもんなんでしょうかね。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）今、御提案のあった点も含めて、本町の地域ニーズに合った有効活用策について、様々な視点から広く検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）あそこは、今、更地で、何とかいう会社が管理しておるいうて立札が立って、草ぼうぼう、ぼうぼうとまでは言わんけど、草がちょっと生えておると、そういうふうな程度で、結構な、何かしようと思ったら、すぐに、すぐにいうか、かなりすぐにでもできそうな感じなんだけど、やっぱり、本当に有効活用いうんかね、特に面積の少ない、で、あれだけの土地いうんか、結構な四角な土地でというふうなことになったら、ある程度早い時期に有効活用いうんか、そういうふうなものをした方が町のためにもメリットがあるんじゃないかと思うんですけれども、国はあそこに何かこうしようというふうな方針いうんか、計画みたいなのは、町に打診か何かあるんでしょうかね。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）そういった打診はございません。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）それじゃ、早く、あそこを町として有効な活用いうんか、場所もそんなに悪いところじゃないですからね、何かこう活用いうんか、そういうふうなものを考えて、やはり、町民にとって有益な方法いうんか、そういうふうなものを是非お願いいたします。以上で終わります。

○議長（桑原）暫時休憩します。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。9番、宗像議員。

○9番（宗像）9番、宗像です。まず、庁舎移転関連について質問します。広島県合同庁舎跡地を新庁舎予定地として取得しました。取得後の調査でヒ素が地中に存在することが判明しております。結果、土地取得契約書に瑕疵担保免除の記載された契約により、海田町がその処理をしなければならなくなり、そのために余分な税金を投入しなければならなくなりました。この土地の取得契約に関することと現庁舎移転補償に関し、何点か質問いたします。1点目として、瑕疵担保を免除する契約を認めながら、土壌検査を広島県に行わせた理由は何でしょうか。2点目として、土壌検査をする条件にするのであれば、通常、検査完了後に契約をするものですが、それをしなかった理由は何でしょうか。3点目として、瑕疵担保を免除する契約をすることの是非について、法的な問題について専門家の意見を確認したのでしょうか。4点目として、契約の様式として、瑕疵担保責任を免除する様式を定めているとの、広島県がですね、との説明でしたが、その根拠を確認したのでしょうか。5点目として、現庁舎の移転先として、公共補償の対象とする場合、広島県はこの場所を合理的な移転先として認めているのですか。そうであるならば、当然に法令改善費を算定する必要がありますが、その点は確認しているのですか。また、その点について交渉したのでしょうか。6点目として、結果、瑕疵担保を免除する契約することによって、多額な税金を余分に投入しなければならなくなったことに対して、どのような責任があると考えているのでしょうか。

次に、資源ごみの回収問題について質問します。本件につきましては、先ほど大江議員がほとんど質疑応答がされたんで聞くことはほとんどないんじゃないかと思えますけれども、改めて、資源ごみのステーションで最近特に新聞の盗難が相次いでいるが、その対応についてどのように考えているのかお聞きするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）宗像議員の質問に答弁いたします。

庁舎移転関連についての質問でございますが、1点目については、土地購入後に土壌汚染調査に着手すると庁舎移転に係る全体スケジュールが遅延することから、財産取得

後に速やかに工事に関連する入札等の手続きをするため、元県海田庁舎の売買契約手続きと並行して土壌汚染状況調査を実施していただくよう、町から県に対し申入れを行いました。これを受けて県においては、庁舎移転は広島市東部地区連続立体交差事業に起因するものであることも考慮し、移転を円滑に進めるための役割分担として、県において実施いただいたこととなったものでございます。2点目については、新庁舎の実施設計業務委託の中で、土壌汚染対策法の規定に基づく土壌汚染調査が必要な箇所であることが判明いたしました。県に相談したところ、旧海田保健所における特定有害物質の使用履歴が判明したため、土壌汚染の可能性が排除できないことから、覚書を締結した上で、県において土壌汚染調査を行うこととなりました。このことから、仮に土壌汚染が判明したとしてもその対策はできているものと考え、予定どおり用地取得の手続きを進めたものでございます。3点目については、本契約締結前に、町の顧問弁護士に相談したところ、隠れた瑕疵についてリスクを負うことになるが、地方公共団体間の契約についても契約の自由の原則に基づき、当事者間の協議により決定することとなるという御意見をいただきました。4点目については、県有地売却において、通常、用いる様式も瑕疵担保責任免責条項が入っているとのことであり、一般競争入札によるものなど、ほかの県有地売却の際にも同様な瑕疵担保責任条項を含む書式を用いている旨を県ホームページにおいて確認しております。5点目については、町として県海田庁舎跡地が合理的な移転先であると説明しており、この度の土壌汚染を踏まえても、それは変わりありません。補償の内容については、今後、契約に先立ち、県から説明を受けることとなります。6点目については、一定の確認の上、契約手続きを進めましたが、結果として追加費用が生じることについては申し訳なく感じており、一日も早い庁舎移転に向けた努力をしてまいります。

次に、資源物の盗難問題についての質問でございますが、海田町公衆衛生推進協議会と連携を図りながら、各自治会に資源物の朝のごみ出しを要請するとともに、現在、試験導入している夜間パトロールの検証を行い、有効であれば実施してまいりたいと考えております。

4点目の答弁の中に、瑕疵担保責任というふうに言ったんですが、免責条項です。失礼いたしました。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）まず、私の方から申し訳なく思います。通告書の中に書いておりました、

ごみ収集問題について、委託の問題でちょっと間違っただけの文言が入っていましたので、申し訳なく思います。

まず、ごみの問題ですが、先ほど大江議員が随分いろいろと質疑されて、あまりいい回答が返ってきませんが、まず、1点確認を取りたいんですが、リサイクルされた資源ごみ、これは所有権はどこにあるんですか。

○議長（桑原）環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）一般的に条例等で町が所有権を主張しない限り、まだ元の持ち主に所有権が存在しておると認識しております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）それはちょっと違うんじゃないですか。もう本人がごみステーションに出した時点で所有権を放棄しておるわけですよ。町の所有権でもない。所有者の所有権でもない。ここにリサイクル、この新聞なんかの盗難とか持去りは発生しないですよ。理解されていますか。総務部長、先ほど、条例を随分おっしゃいましたが、条例のことをおっしゃいましたが、その点については、今の段階でパトロールしようが、何しようが所有権は誰のものでもないですよ。それについてどのように考えておられますか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）条例等で持去りを禁止している以上、もう既にごみステーションに出された時点で町のものだと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）それを明確に判断するのにどこで確認されていますか。一番大事なのはこの所有権の問題ですよ。所有権が町にない限りについては、町は何もできないはずなんです。結局、よそでもごみ条例を作ってくる。その理由の一つとしては、その所有権を明確にするためですね。今、環境センター所長がおっしゃったように、センター長は、条例定めてないから、話が違いますよね。その辺はどっちが正しくてどっちが本当なの。なおかつ、まちづくり条例で定めているから所有権はうちにある、正確な根拠について説明してください。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）有価物として町が業者に売却するという意思を持ちまして、町のものではありますが、条例中にその明確な条文をもって町のものというふうに明文化されたものは、議員御指摘のとおり、今、現状においては存在しないものと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）ならば、今からごみのこの問題を適切に今から処理していく、それからそういうものを防止していく、そのためには大江議員がおっしゃったような形で、早い時期の明文化した条例が必要なんじゃないですか。それを1年も待ってやるんじゃないで、本当に今からやるんだったら、まずその条例を定める。その上でその対策を練っていく。これが私は必要だと思うんですが、その考えについてどのように考えているか、改めて質問させていただきます。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）先ほど申し上げましたように、既に有価物として考えて、町としてそういう意思を持って、皆さんが捨てられたものを処理させていただくという意思を持ちまして、それはもう町のものだとは考えております。その段階におきまして、抜去り行為、これは我々、犯罪であると認識しておりますので、今後、その対策を行うことをもって、この1年間をもって検証させていただければと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）言いたいことは分かるんですよ。そうであろうという推測と、そういう認識だけで相手に対抗できますか。我々は公務員です。法律で明文化して、初めてそれが主張できるんじゃないんですか。推測と認識だけでできるなら、ほいじゃ、これ、わしのもんじゃけん、あんたのもんじゃないでと言ったらどうなりますか。それと同じことじゃないですか。だから、私が言うのは、確かに検証も大事、それを否定するんじゃない。それは今後の対策の行動としての検証であって、所有権であることをきちっと第三者に対して明示する必要があるんじゃないですか。それをあなた方は忘れていませんかと言っている。

ただその部分だけでも、早い時期にやる必要があるんじゃないかと、今から対策を練る以上は必要なんじゃないかと思いますが、再度、お聞きします。どうなんですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）その所有権部分について、弁護士等にも相談しながらちょっと検討させていただければ、すいません、すぐこの場で明らかに、ない、あるというのをなかなか申し上げにくいので、法律上、それがどこまで通用するのかというのは、専門家と相談した上で判断させていただければと思います。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）しかし、我々はあくまで公務員、公の立場です。法律に基づいて法律で仕事する以上、法律というものをしっかり認識して、そういうものをバックにないものやるべきではないと私は思うので、その辺はしっかりと認識していただきたい。それから、監視カメラの問題、確かに付けられている。今日の大江議員の説明の中にありました中で、パトロールするのは、その監視カメラによって、持ち去られる時間が分かったのでその時間に合わせてパトロールされていると答弁されています。せっかく付けた監視カメラでナンバーとかそういうものは確認できなかったんですか。当然にその時期が分かれば、じゃ、監視カメラを単純に置いておるだけじゃなくて、監視カメラを付ける以上はそういうものが認識できる位置に、もしそれができてないんであれば、認識できる位置に設置するのが本来の当然としての姿だと思うんですが、それについていかがですか。

○議長（桑原）環境センター所長。

○環境センター所長（谷川）監視カメラによって確認したところ、ちょうどナンバープレートがぎりぎり見えないところに止まっておりましたので、その後、動き出すところではちょっとナンバープレートの全ての番号を認識することはできておりません。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）どの程度のカメラを付けられているのか分かりませんが、私もちょっとこの前から、私の家の近くで事件が続いていたので、監視カメラを付けておったんですが、それが認識できないので、ちょっと買い替えてみたんですよ。どこのメーカーとは言いませんが、どこで買ったかもはっきり申しませんが、3,000円程度で何らか認識できるカメラは十分今手に入るんですよ。それも記録装置付きの。3,000円から5,000円ぐらい出せば、200万画素のナンバーもしっかり見れるような、それも夜間は赤外線が付いたのが。そういうカメラ、光学のね、そういうカメラを設置しないと意味がないんじゃないですか。結果的に一点だけ映って、ぼやけて映って、それが、光学でないと全然そういうものは確認できないですね。そういうものを整備する必要があるんじゃないかと思うんですが、それについてどうですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）現在、導入しているカメラがもし画素数等が低くて確認できないのであれば、そういったことは必要だろうと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）それから、もう1点、こういう映像を見せて、今度は逆に、司法当局、警察等について相談したことは、ここは実際こういうのがあるがどうすればいいでしょう  
かという相談はして、どういう対応ができるんだろうかという相談はしておくべきだと思  
うんですが、それについてされていますか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）以前、不法投棄なんかでは警察の方に映像を持って相談したりとい  
うのはあったんですが、資源物についてはまだそこまで至ってないところでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）不法投棄については聞いていません。だから、これでやっているかどうか  
で、実際にそういうものも相談してね、だから、本当にそういうものを対処しているの  
かどうかははっきり見えない。そういうものはっきり見える形で進めていく必要があ  
るんじゃないかと思うので、それについてはしっかりやっていただきたい。それから、  
防犯カメラについても1か所じゃなくて、今、本当に防犯カメラ、SDカード付きの、  
SDカードは別にしても、そんなに安く手に入るんですから、そういうものを、だから、  
そういうとこで役所が買うのは難しいかも分らんけども、そういうものを1台に限ら  
ず、何台か設置するような形で、やっぱり、当然そういうことがあれば抑止効果が出ま  
すので、そういうものをもっともっと推進する必要があると思いますが、どう思われますか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）これからもそうですし、今後、罰則等を設けたときに、必ずそうい  
った証拠というのは必要になろうかと思えます。そういった観点からも、そういったカメ  
ラの整備を考えてまいりたいと思えます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）それから、パトロールの件です。確かに一生懸命やられている職員さん  
には、御苦労さまで言いたいんですけども、実際、僕が何度か新聞の抜去りを見たとき  
に、大体、朝の3時、4時に持っていくケースが多いんですよ、私が知つとる範囲で  
は。それなのに、9時、10時でパトロールって、何の意味もなしてないんじゃないかな。  
どっちにしろ、一つの場所に張りついて24時間、少なくとも夜の9時頃から朝の3時、  
4時までおらんと意味がない。そんなことまで職員にさせるわけにいかないですから、  
そんな無駄なことよりも、その防犯カメラを少しでも多くして、職員の負担を減してね、  
どういう時期にどういうふうにしとる、それがしっかり認識できる形をやっていただき

たいと思います。どうですかね。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）職員の負担も考えながら、そういったカメラの導入について考えていきたいと思います。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）それについてはこれ以上申し上げて仕方がないので、しっかりやっていただきたい。それから、所有権の問題についてもとにかくこれは早く明確にしてほしい。それはお願いしておきます。お願いしておきますというか、それは早急にやってください。そうしないと、何の意味もないので、それはやってくださるよう、強く言っておきます。

それから、新庁舎移転の問題に移ります。弁護士さんに、この法的問題がないか専門家の意見を聞いた、弁護士に確認を取られたと、これはおっしゃられている。それについて、弁護士さんははっきりこう申されていますね。隠れた瑕疵についてリスクを負うことになるがと、前提をつけられた上で普通の契約であるから、契約というのはお互いの納得したもんでやるべきだと。隠れたリスクについてありますということ、助言をいただいているんですね。その助言がありながら、なおかつ、土壌汚染のチェックする前に契約をされたのか、それがあまり理解できないんですよ。わざわざ僕はこれを確認されてないんじゃないかと思ったんですが、確認されているのはここで明確に言われていますので、その隠れた瑕疵についてあるリスクがありますよと言われたそのリスクを背負った明確な理由について説明をお願いします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）弁護士から助言もいただきまして、免責条項についての除去の方を県と協議をいたしましたけれども、通常使っている契約書の中にもあり、今回、契約書からは除去することはできないと、削除することはできないということでございましたので、契約と併せて覚書の方を締結をして契約を進めたものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）多分、僕、そこが悪いと言うんじゃないし、リスクがありますと言われたことに対して、何の対策も取らなかったことに問題があるんじゃないかな。通常、公のものが財産を売却する場合に、事前に自ら瑕疵があるかどうかチェックして通常の場合は売却いたしますよね。で、瑕疵があればこういうものがありますと、重要事項として説

明しなきゃならない。しなければならぬか、公と公ですから、そこまでのあれはないかも分かりませんが、通常、行ってあげるべきであるし、通常の場合であれば売却する場合には、当然、その事前にその調査を行った上での売却が通常であると思われるんですよね。とにかくそれを確認しないでしたことの、その結果、これ、それでも契約しましょうって契約したのがそれがいけないというんじゃないですけども、契約が済んでもう土地も取得しているわけですから、それ以上のことを言うにはちょっと無理があるかなと思うんですが、その結果、1億とも2億ともいわれている処理費用、これを負担しなければならなくなったことについて、弁護士にまでそこまで言われたのに税金をしなくなったことの責任というのは、町長は、ここで一言、申し訳なく思っておりますという言葉をおっしゃられている。それよりも先に庁舎移転する、移転に向けて努力したい、これについて僕は、後半については、何も言うことはありませんが、早く庁舎を移転していただきたいという思いは一緒ですけど、申し訳なくで、これで済む問題でしょうか。ここは違うんじゃないですか。リスクがある可能性がありますよと言われながら、そのリスクを背負った状態で税金を投じなきゃならなくなった。これは大きな責任が、これは申し訳ない、町長以下、少なくともその縦のライン、何らかの形で責任を取る必要があるんじゃないかと思うんですが、それについてどうですか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（櫻）土地の売買契約につきまして、確かに隠れたリスクというのはございますが、これにつきまして、この土地は町から県に対して売却をお願いして売っていただいたという立場もありまして、県所定の様式による契約を行ったという経緯がございます。それに比喩して、地方自治法の規定に照らし合わせましても、この規定はやむを得なかったものというふうに考えております。しかし、検討の段階で新庁舎建設に当たりましては、土壌汚染対策法の規制がかかるということが判明したため、この契約に加えまして、町のリスクを回避するため、職員に対して覚書の締結を県と協議して締結するように指示しまして、結果として、県に覚書の締結をしていただいたという経緯がございます。その結果、この覚書に基づきまして、県におきましては、一定程度の負担を検討する考えがあるという見解を表明していただいているという状況でございます。結果として、町に追加の負担というのが生じたということについては申し訳なく感じておりますが、今後、町の負担が少しでも軽減されますよう、引き続き、県と協議を行いながら、住民の皆さんが安心して使える新庁舎、これを早期に整備していきたいというふうに考

えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）その経緯は今まで何回も聞いて分かってますよ。そうじゃなくて、そのリスクがあるというのを弁護士に説明を受けながら、自ら何も、すいませんで済む問題ですかとお聞きしているんです。リスクは出たわけでしょう。今の答弁、この前の庁舎委員会と同じ答弁じゃないですか。僕が聞いているのはその問題じゃない。コロナで単町費をいっぱい突っ込まんじゃあいけんようになるから報酬を減しますよと。そこまでパフォーマンスされるんじゃないら、これでもそういうことをされたらどうですか。そのぐらいの責任を取ってもいいんじゃないですか。申し訳ありませんでした1億も2億のお金を出すんですか、税金を。副町長、違うでしょう。何らかの形でやっぱりそれなりのリスクがあるというものを言われながら、あえてこの契約をして、そのリスクが出てきた以上、それなりの執行部としての責任は取らざるを得んんじゃないんですか。私がお金を出すなど言っているんじゃないんですよ。支出しても仕方がない。でも、やっぱりそのリスクを背負った以上、そのリスクに対する、そのリスクが出てきた以上、そのリスクに対する責任というものはあるんじゃないんですか、どうなんでしょうか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（櫻）契約を締結したことに対する責任という御質問だろうと思いますが、先ほど申し上げましたように、法律、地方自治法のこれは第232条の3の規定がございまして、ここに普通地方公共団体の支出の原因となる契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬといった規定がございまして。こうした規定があることから、県におきましては契約を締結する時点で判明しない隠れた瑕疵に対して、これに対する予算の裏付けがない瑕疵担保の責任を負うといった契約を締結することはできないといった考えを取られておきまして、そういったこともありまして、瑕疵担保の免責条項というのを土地の売買契約の中に盛り込んでおられるということでございまして。ちなみに、この土地の売買契約を結ぶ際の瑕疵担保の免責条項につきましては、海田町が町有地を売却する際にもこういった条項を入れているということでございまして。ただこういった免責条項があるからといって何もしないということでは、あまりにも町のリスクが高いということもありまして、こういった条項があるという前提を踏まえて、それを回避、町のリスクをできるだけ回避するために覚書を締結して、万が一の土壌汚染対策法上の土壌汚染物質が出たときのリスク回避といった対応をつけ

させていただいたということでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）じゃあ、弁護士にリスクありと言われたことについては、何にもほいじゃあ、あんたたちは頭から左に抜いたということですね。今の言葉ではそう取れますよ。私は契約の条項が無効とか言っているんじゃないんですよ。結果、リスクを負うことになってその税金を投入しなければならなくなったことについてどうなんですかと言っているんですよ。契約の問題は一言も出してないですよ。ちょっと話をそらせませうけれども、逆に用地の交渉の中で、公共補償、さっき途中で質問したと思うんですが、今の用地を、合理的な移転先として公共補償として認めているんですか、県は。当然、公共補償、計算をする上で合理的な移転先はどこかというのを必ず定めないと、県は公共補償の移転補償費は算定できんはずですが、どうなんですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）公共補償の算定におきましては、議員の言われたとおり、合理的な移転先との認定が大事であるかと思えます。町といたしましては、県海田庁舎の方が合理的な移転先であるということは訴えてまいりましたけれども、補償の内容については契約の前に、その内容について県から説明があるというふうに伺っております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）じゃ、向こうが答弁しないのであれば、それは分かりました。じゃ、逆に、そこが合理的な移転先として認められるのであれば、当然、法令改善費、ヒ素の問題についても法令改善費入るの。合理的な移転先と向こうが認めればね、当然、それはヒ素がある以上はヒ素は法令改善費入るの。公共補償の場合には法令改善費は補償の対象にならなきゃいけない。なおかつ、通常、だから、もう一つの法令改善費として、今、庁舎を建てる場合には国のある程度の指針がございますよね。その指針に合わせた面積で当然やらなきゃいけない。保健センターは対象にならないということで、この前も説明を受けたんですが、少なくとも教育委員会は検討に入れているというようなことも説明を受けていますが、じゃないんかということで、必要ではないんかという説明を受けておりますけれども、細かいところまでは説明はされていないと思いますが、そうなればその面積自体で考えて、補償率が一般補償の約80パーセントの半ばやったかな、公共補償の場合は60パーセント半ば、約20パーセントの開きがある。でも、それらを含んでくると、公共補償の方が絶対良くなると思うんです。なのに、一般補償になるんじゃないかとい

う説明をされている。ちょっと理屈が合わないんですよ。きちんとその辺について、積算根拠まで言えと言わないにしても、確認はしておく必要があるんですが、そういう確認はされているんでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）県と補償契約を締結するに当たって、当然、公共補償の額、一般補償の額というのは、町としては関心のあるところかと思えます。その辺、県の方に問合せはしておりますけれども、補償の内容については、契約に先立って、契約の前に説明するという説明だけを受けておりますので、現時点でその額、内容について答弁することはできません。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）もっと確認をする必要があるんじゃないか。でなかったら、強く言う必要があるんじゃないか。もっともっとそれを言っとくべきじゃなかったのか。もう既にここまで来るとる以上は、後ろに下がれんから、県の方はそのまま補償してくるんじゃないと思いますが、でも、今までにそれをしておくべきじゃなかったんですかね。今更、それを言ってもしやあないので、確認できてないことは間違いないですね。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）本町におきまして、庁舎の移転先については、これまでもいろんな箇所を候補地として挙げて、検討しながら議論をしてまいりました。その結果で、県海田庁舎跡地を移転先というふうに決定をしてまいりました。町としては、県の方にも合理的な移転先であるということは訴えてまいりました。結果的にはどうなったかというのは、補償契約の前に、また県から説明があるということでございますので、県から説明がありましたら、その結果については、議員の皆様方にも御報告させていただきたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）補償の問題については、僕もかつてやってたんで、あんまりこれ以上言っても変化がないというのは事実だろうと思うんですが、ただ、事務をやる中で、今までそういう事務をきちんとあなた方がしたんかな。先ほどの契約と一緒にですよ。やっぱり、それなりの一生懸命努力した結果何もないというのは僕はやむを得ないと思います。だから、その辺をきちんとやっていただきたいというのが1点と、もう1点は弁護士がわざわざ負のリスクがあると言いながら、いまだにそれについて申し訳ありませんと一

言で済ませること自体が納得できんのですが、もう少し突っ込んだ答弁はできないですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡） 県と契約するに当たって、隠れた瑕疵を負うリスクがあるという弁護士からの助言はいただきましたが、併せて、地方公共団体間の土地の売買については、契約自由の原則が適用されるというふうに説明を受けました。結果的には契約条件については、売りたい思いと買いたい思いの大きさを判断せざるを得ないでしょうというような助言もいただいております。そうした中で、県とは免責条項について削除の方をお願いいたしましたけれども、その削除ができなかったということで、契約と併せて覚書を締結し、進めたものでございます。結果的に新庁舎整備の時期も遅れましたし、土壤汚染対策費用、追加でかかってくることも想定されます。そこについては大変申し訳なく思っておりますけれども、できるだけ早く新庁舎の方を整備できるように、県とも土壤汚染対策の負担割合について交渉をしながら、できるだけ早く庁舎を整備して、住民サービスの向上でありますとか、防災対策の拡充を行いまして、連続立体交差事業に支障のないよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像） 契約の話、僕、一言も聞いているんじゃないですよ。新庁舎、一生懸命やれ、そりゃ、どうぞ。やるなと言ってるんじゃない、やってください。対住民に対してこんだ税金を投入しなきゃならなかったことが申し訳ないんで済むんですかとお聞きしとるんです。何回聞いても答弁返ってこんじゃないですか。やっぱり、その辺に対する、例えば、副町長に聞きますよ。1億お金を稼ごうとしたら、あなた、何年ただ働きしなきゃならないんですか。10年は超えるでしょう。20年近くただ働きでしょう。そのお金をぼんと出すんです。出さなきゃならなくなったんです。結果的に、県がどれだけ裏付けをしてくれるか分かりませんが、やっぱりそれに対して、申し訳ありませんでしたと済む問題じゃないと思いますよ。再度聞きますが、その辺に対する責任というものはどのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（櫻） 繰返しになりますが、県の合同庁舎跡地を庁舎の建設予定地として実施設計を行うなど準備をしておりました。それに加えて、位置条例の改正の時期でありますとか、建設工事の時期、入札の時期、そういった様々な要因がある中で、隠れた

リスクがある中で、覚書による土壌汚染の備えもしながら、契約を締結させていただいたということで、契約の時期、内容につきましては適切なものであったと考えております。まあただ、それに伴いまして、結果として負担が生じたことにつきましては、大変申し訳なく思っております、これに対しましては県と土壌汚染に対する負担の協議、これをできるだけ町に損失のない形で進めていくといった形で責任を取ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）努力することによって責任を取りたいというなら、それはそれで結構です。最初からそれを言うべきじゃないんですか。ごちゃごちゃごちゃごちゃ契約の話ばかりされて。精一杯、ほいじゃあ、土壌汚染費用を県から引っ張ってきます、努力します、それが私らの責任回避です、責任回避じゃないですが、責任の取り方ですと、そういうのが副町長、あなたの仕事じゃないんですか。それが、契約が間違っていない、誰も契約を間違っていると行ってないじゃないですか。最初からそういうことをきちんとおっしゃっていただけないから、あれでしょう、こうやって要らんことをいっぱい言わなきゃ、余分な時間までかけて、要らんことをいっぱい言わなきゃいけないんでしょう。だから、副町長としては、執行部としては、そうやって県と一生懸命努力して、それがあなた方の責任の取り方だというふうに理解していいんですね。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（櫻）最大限の努力をしております。

○9番（宗像）終わります。

○議長（桑原）14番、前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。2点ほどお尋ねします。

まずは、平成30年の豪雨災害についてであります。既に、豪雨から2年が過ぎておりますが、その復旧工事が半分にも満たないのではないかと、このように思っております。実際はどの程度の復旧をしておるのかをまずお尋ねいたします。特に、個人農地の災害復旧は対象外と当初言われておりましたが、本町において個人農地3か所の災害復旧工事が行われております。それで、農地の災害復旧は全て終わりであると、このように賜っておるわけですが、今言いましたように、一部では災害復旧をやってないところもある。一部では、そうやってやっとなところもある。その差異はどういうことで起きるのか。少なくとも、この差異についての説明をお願いしたい。それから、今申しました

3か所のほかに、これは字が読めないなので、そのまま当て字で読みますが、東海田の堂香手というのか、高岸になっていくのか、詳しいことは分かりませんが、山地番であろう2,908番地辺り、ここの農地、災害復旧が行われておりません。災害時に流れたそのままの状況になっております。現在も黒の土のうを積み上げたまま、こういうようになっておる。また、西ノ谷本流においても、ここは市街化区域ではありますが、三迫三丁目の12番か13番辺り、詳しくは分かりませんが、市街化区域であります。ここの農地も崩れたまま、こういうことになっております。先ほども言いましたが、特に農地の災害復旧完了ということではありますが、これはどういうことなのか、まだ残っておるとこと、そうやって終わったとことの差異についての説明を求めます。それから、災害復旧費は、これは何で見たんかは分かりませんが、頭に残っておるんですが、農地の場合は98パーセント国庫補助、林業地といいますか山は97パーセントであると。補助がもらえるということは非常にいいことなんですけれども、当初、個人農地は復旧は全額個人負担であると、こういうふうに言われておったんですが、今言いましたように、3か所ほど終わった、あるいは実際に手が付けられていないところ、こういうところがあるんですが、こういうところの差異はどういうことなのか。更には、また河川の護岸といいますか、これの復旧も行われておりませんというか、完了しないところが多々あります。昨年12月だったですか、町民センターで、県と町と合同で河川復旧、災害復旧の説明会というか、工事の説明会がありました。この中で工事に際しては地権者と相談しながら進めるということであったんですが、その後、何ら地権者との説明、相談はありません。一方的に工事に際して、民地の掘削、あるいは工事のために民地に立ち入りますよという同意書の判子をくれと、こういうことの手続きのお願いはありましたが、過去にも出ておりますが、崎本議員、下岡議員、要するに、この護岸の法面の勾配で、民地に食い入るというか、入る分についての説明を何回か尋ねておられますが、その答弁も返っておりません。現実にこういう説明でも、今言いましたように、その都度、地権者と相談しながら進めると、こういうことであったわけですが、その場に立会した本町の責任といいますかね、調整役としての責任もあるんじゃないか、その立場の責任についてもお尋ねするわけですが、どのようにお考えですかということです。

次に、この駐車禁止問題です。砂走地区であります、過去にも何度もお尋ねしておりますが、ここでは書いておりませんが、既にこの通告を出してから約2週間、8月19日が締切りであったと思うんですが、遅くとも8月20日ぐらいには、町長部局にこ

の通告書が届いておるのではないかと、ここでは書いておりませんが、その2週間の間、現状把握のために何度現地に行ったのか、こういうことも一つ併せて尋ねてみたいということと、本題は、ここの地区を、過去にも言うておりますが、駐車禁止にしてほしいと、こういうことでね。簡単に言いますと、旧山陽道、東海田瀬野線、砂走14番付近かな、ここでは14番25付近と書いておりますが、新幹線の側道のことであります。今言いました、東海田瀬野線、から瀬野川に至る新幹線の側道、それからもう一つは、東海田府中線、いわゆる瀬野川の土手から真っすぐ、今言いました旧山陽道というか東海田瀬野線、地番で言いますと、砂走の17番付近までか、これは14番25から、これ新幹線の側道のことであります。そして、16番の14号付近から12番31号付近、更には、砂走13番26号付近から12番31号、これは、新幹線の下から、どういう言やあいいか、今の旧道の方に向けての3路線ですが、部分的には写真も添えたり、駐車状況の写真も、既に総務部長にも4、5枚、写真の位置としては10枚ぐらいというか、渡しておるわけですが、こういう現状になっております。通告にないことも言いましたが、通告を出してから何度行っとなるのか、こういうことで、分かればそれも、後ほどまた場合によってはお尋ねしますが、まずは駐車禁止ということでお尋ねをいたします。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）前田議員の質問に答弁いたします。

平成30年7月豪雨についての質問でございますが、災害復旧全体の復旧率は約60パーセントです。また、農地の災害復旧については、国庫補助の対象となるものが3か所であり、2か所が完了し、残り1か所は、今年度施工予定です。国庫補助対象とならないものについては、個人で復旧していただくこととしております。議員の御指摘の箇所については、河川護岸の復旧により農地の原状回復が可能であると考えております。次に、県管理の河川護岸の復旧工事については、広島県において土地所有者から工事内容について承諾を得た上で工事を実施されております。また、官民境界については、土地所有者から相談を受けた箇所は個別に対応されております。町といたしましても、引き続き、災害復旧工事が早期完了するよう、広島県に要望するとともに、可能な限り連携して対応してまいります。

次に、砂走地区の駐車問題についての質問でございますが、海田警察者へ確認したところ、これまで議員が看板設置を要望された箇所は、法律により道路標識等の有無に関わらず駐停車が禁止されている箇所であることから、そのような箇所へ標識は設置しな

いとの回答がございました。また、今回、駐車禁止の御提案をいただいている区域につきまして、海田警察署と協議したところ、まずは現場を確認してみるとの回答がございました。なお、駐車している車両の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がない新幹線の高架下などは法定の駐車禁止場所となるため、標識は設置しないとの回答がございました。今後もこの地区での法定の駐車禁止の箇所の見回りや警察への情報提供を継続してまいります。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）再質問させていただきます。まず、最初に駐車禁止の問題からお願いをしたいと思うんですが、今の説明では側道の残余部分が3.5メートル、道交法は3メートルであったと記憶しておるんですが、3.5メートルでも3メートルでもいいですよ。この新幹線の側道は全部で5メートルしかないんですね。ですから、単純計算をしても、車の幅は約1.8メートル、5メートルから1.8引くと3.2、シビアに計算しても、今、町長答弁の3.5メートルに満たない。だから、看板は要らんのだとおっしゃる理屈は分かるんよ。それがなぜ取締りができないのかという、ね。違反でありながら、違反を承知しとるわけです、今の説明でね。それから、町長にはお渡ししておりませんが、総務部長には写真を10枚ほど渡しております。ここにね、何枚か、町長、そこから見えるかどうか知らんけども、ちょっとちっちゃいけどもね、こっちの方がよう見えるかも分からんが、交差点の中に止まっとるわけよ。交差点の5メートル、これ道交法、何条かちょっと忘れたけどもね、交差点の5メートル、車庫の3メートル、バス停の10メートル、消火栓も同じ、上り坂の頂上付近、こういうとこの交差点に止まっておるんよ。そこから部長、持とったら、写真を見せてあげてください。渡しておるんじゃから。こういう交差点に、写真に、車が止まっとる、停止ラインからはみ出て、タイヤ1本ほど。それで、今言う、交差点の5メートル、看板がなくても取締りできますよ。知っとるんだから、その警察は何でやらんのよ。それで前回も言うのとるんですよ。何かあんたら、業者も含めて癒着があるのかい。ないんだったらすつと行って、昨日もちようどこつから帰ったのが5時前ぐらいじゃった。夜8時までこの確認をしたのは、そつから確認してないんで悪いが、8時まで、この交差点に止まったまんまよ。薄い水色の車が。だから、さっきも、通告には書いてないが、この約2週間、通告してから、その間に何回行ったのかいう。だから、ここでは二つ、三つ言うたけどもまとめますよ。標識看板はなくても駐車違反ですよ、取り締まることができますよ。やらない理由は何なのか。交差点に

それではっきり駐車違反、明確なんですよ。癒着なのか、なぜ取締りができないのか、この2点、再質問、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）警察がなぜ取り締まらないのかということでございますが、町といたしましては、随時、見回りを行い、駐車違反等があれば写真を撮り、その資料とともに警察に取締りの依頼をしているところでございます。また、何回行ったかということでございますが、すみません、通告後はちょっと1回行っております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）幼稚園のような答弁してもろうては困るよ、課長。1回、見に行ったのは、5回見に行っても10回見に行っても一緒や。ようある話が、漫才じゃないが、ちょっとトイレ行ってくるけ、ここにかばん置いて荷物を見とってくれ。トイレから帰ってきたらかばんがなくなっておった。あんた、かばん見とってくれ言うたじゃろ、うん、見とったけど、どっかのおじさん持ってったよ。幼稚園の話じゃないよ。今も言うた、なぜ取り締まらないのかとこういうて言うてる。1回行ったのは、そりゃ行くよ、しょうがないから。毎日でも行きなさいや。だから、もう1回言いますよ。なぜ取締りができないのかとこういうて聞いとるんよ。分かった。その答弁を願いたいんです。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）取締りを行うのは警察になりますので、町といたしましては、情報提供して依頼をしているところでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）情けない答弁、してくれちゃ困るんよ。そんなことは10年前から言うてるのよ。今もあるように、3.5メートル残地がなけりゃ駄目だとか、交差点の5メートルとか車庫の3メートル、そんなことは道交法に書いて明記されとるから、町長答弁にあるように、看板のうてもいいんですよ。なぜやらないんかと言うてるんよ。そりゃ、あんたには権限はないかも分からんが。即刻、写真を写しただけ。幼稚園の子と一緒に、言うてるんよ。警察へ電話しただけ。何のために言うてるんかいうたら、地元町民が困るから言うてるんよ、部長、分かっとるか。いつかも言うたけども、町民は税金という名の下に金を出して、あんたらを雇うてるんよ、雇用主は町民なんよ。その町民が困って、助けてくれ言うてるんよ。そのために働かずしてあんたら何のためにそこに座っとる。それを何回もやかましゅう、やかましゅうお願いしとるわけよ。わしにも取締

り権限がない。あればやりますよ。私にも取締り権限はない、あんたにもないが、それを行政を通じてお願いしてくれと言うとるんよ。それを写真写しただけで、それ、何するんよ。写真を写して何しよう思う。どういうふうにしてどういうふうなお願いをしとるんか、ちょっとその辺の答弁をお願いしたい。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）前回の議会でも答弁させていただいたように、交通に関する取締りというのは、我々町行政にもございません。権限は警察の方になりますので、我々として最大限できるということは警察への通報、そこまででございます。これは引き続き、状況を確認しながら警察へ取締りを依頼する、これは継続してまいりたいと思いますが、それ以上はできないものと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）だから、できんだから、今も言うたように、毎日お願いしなさいや。地元が困るとるから、の。そのために写真を写して、この写真も僅かのけちな話をするが、ただじゃできんのよ。1円かかったか5円かかったか知らん、実際、計算しとらんから。こういう現状を立証しとるわけよの、こういう違反事実があるいうのを。それをあなたらも今課長の答弁でも写真を写しとるんよ。100枚写したって何にもならんのよ、これを解消せにゃ。それについてどう考えておるの。ちょっとその辺の答弁を願いたい。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）繰返しになります。我々の権限として、取り締まる権限ございませんので、警察の方へ取締りを要請する、そこまでしかございませんので、これは引き続き、行ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）できんと言うからそれも分かるとるんじゃ、今更言わんでもの。朝晩2回ぐらい行ってからね、毎日やりんさい。これは逆にお願ひしておくわ。できるかできんかどうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）我々もいろんな職務の中で、この巡回をさせてもらっているところでございます。これを毎日できるかと言われれば、非常に難しいところでございますので、定期的に巡回をさせていただきながら、警察へも情報提供をしてまいりますし、駐車場の取締りについてもお願いをいたしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）今も言うたようにの、あなたらの雇用主は町民なんよ。その人のために働くのは当然だろう。その辺についてどう考える。ただね、さっきも言ったように、かばんの話やないが、見とってくれ、見とりました、どっかのおじさんが持って行ったよ。漫才やとるんじゃないんだよ。真剣に言うとするんよ、こっちが毎日困とするから、交差点でもあるし。見通しが悪い。ほかの人には写真を1枚しかつけとらんか分らんが、部長に渡しとるのは5、6枚、渡しとるんよ、写真をの。10か所ぐらい。毎日ではできんか知らんが、これも前回いうか、前々回か言うとする。要するに、行政は縦割りになつとるんじゃ。それは駄目だいうて、副町長、お願いしとるんよの、横の中で。例えばそれが福祉の担当であれ、見回るときにお願いして横の連絡を取ってできんのかとということを何回も言うてきとる。その辺のことについてはどう考えるか。だから、総務、今の言う、安全課において毎日できんじゃったら、ほかの部下と、要するに建設でもいいよ、企画でもいいよ、お願いして、いろいろ高齢者の見回りとかいろんな形で町内巡視しとる職員がおるはずです。どうなんか、その辺の横の、まず、その職員の指導者たる副町長、こういう横のね、縦割り行政じゃなくして、今言うようなことで困とするからお願いしておるんじゃの。あと、暇見て、部長に写真を渡しとるからね、現状、毎日写すいうほど、写真はもうきりがなし、それはもう。ずっと今言うた、横の行政、連絡取ってね、全職員一丸になって、本当に困っておる町民のために努力せんか。夜の8時頃にね、いつかも言うたよ、3人が、変な言い方、われ、おやじどうしたんだ、しごうしたろうかいうて、3人がなだれ込んできたこともある。年甲斐もなしに受けて立ったろうやないかいうてけんかしたこともある。幸いにして、大事に至つとらんからそれでいいがね。あんたらは何の関係もない、その机上で権限はありません、どうです、私ども写真写して対応しております。何の解決もなつとらんが、それが写真写しての対応かい、どうなんか、その辺。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（櫻）総務部長の答弁にもございましたが、町の職員、多くの業務を抱えている中、そうした中でこの業務に全て注力するというのは非常に難しい状況がございます。各課連携しながら、できる範囲でこの問題に対して取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）ぐずぐず言うとしても、ちょっとまた、次回まで楽しみにするが、真剣にね、見回りして、毎日ができんなら1日置きで、朝昼晩、出勤の途中、帰る途中、今言ったようなほかの部課の職員にも頼んでね。大体、こういう通告が出たらね、2週間で1回なんて、課長、職務の怠慢よ。現状把握せな、つまらんよ。しっかり、そして責任ある答弁を願いたい。こういうことで、次回の楽しみにあとまた残しておくけどもの。

問題は今度はさっきも言った農地の災害復旧、私が言うたのとちょっと差があるんじゃないけども、2か所じゃ、3か所じゃというずれがあるんだけども、それはいいよ。少なくとも、ここで農地の復旧はやってないじゃないか、できてないじゃないかというところが2か所ある。このところについて、どういうふうを考えておるんか、これはもうこれで終わったということで処理していくのか、どういうふう処理するのか、この2か所、今指摘している2か所、大体、把握しておるかどうか、その辺も含めて答弁を願いたい。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）ただいま御指摘がございました件でございますけども、実際、現地に私ども行ってまいりまして、今の三迫の12番、13番の部分と、あと河川沿いの部分でございますが、これらにつきましては、河川の護岸の改修によりまして、これは復旧は可能であると。現在、農地の復旧作業として、国庫補助の対象となっているものは、護岸の改修とは別に、近くにあるものもございますが、それ自体で農地の復旧ということで、要件に当てはまったものが3件ございまして、そのうちの2件につきましては、既に工事を終えておりまして、残りの1件につきましては、河川工事を現在県の方でやっておられますので、それとの調整ができ次第、12月ぐらいには着手してまいりたいと、そういうふうな予定で現在進めているところでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）どうもちょっと理解できんのが、私の把握しとる範囲では少なくとも2か所ある。ここにもピンポイントで書いとる、さっきも言うたような、字は読めんのが、堂香山というのか、高岸なのか山地番だからね、住居表示が行われている市街化区域ではないので、山地番になっとるかも分からんので一般の公図では出てこないかも分かりませんが、現状把握したかどうか、いわゆる2,908番地だったかな、9番地やったか忘れた、それはピンポイントのことだから、そんなにずれてはおらんと思うが。この部分について把握しとるんかどうかちょっと確認したい。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）現地に行って、実際に、河川改修の形で農地の復旧が可能であるというふうに確認をいたしております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）と言うた今の二千九百何ぼの分について、どうも含まれておらんのかなと思うんよ、今のその災害の箇所。それもどういうことで、ここでも言うてるんですが、既に復旧したとことその差異は何なのかと、こういうて聞いとるんじやが、それに対しての答弁がないんじやの。何か訳分からんけども、国庫補助の対象とならないもの。どういうことでこういう国庫補助、さっきも言ったように、国庫補助の対象の地点と対象外の地点のそこの辺の差異について何かというの。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）国庫の対象の要件の件でございますが、まず1点目が、基本的には市街化調整区域ということがありますが、ただもう1点ございまして、ある程度、農地が固まってあるところについては市街化調整区域でも認めるということがございます。あと2点ございまして、もう1点は40万円以上の工事という要件と、あとは、いわゆる農地の復旧ということになりますので、営農状態にあるということが要件としてございまして、したがって、三つの要件がございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）今のこの二千九百何ぼ、これについてはね、実際はわし現地を知ってるので、これは畑を作ってる。ところが、この災害で土砂が流入したために、畑作をやめたというか、これ、建設にも絡むんですが、ここに里道橋があった、これも流された。そのために農地に行かれんようになった。橋がなくなったからね。そこへもってきて、今度は護岸の復旧工事をやるために、業者が田んぼへ持ってって砂利やら何やらいっぱい持って入った、機械が埋まるために砂利を入れた。だから、言い換えれば、農地が、畑を作れる状態でなくなった。これは人的責任じゃろうと思う。これは私のところにも実際起きとる。一番下の方の、これはここでは書いとらんので、個人のことだから言いませんが、その今言うてる2,908番やら9番やというところはね。業者が機械が埋まるために、だから、業者が営農できんような状態にしたんよ。それは事実知らんだろう。わしは一から十まで全部現地を見とった、工事をの。それから、それもどういうことでどうなんか、実際、地権者とね、これ、ほんじゃから、ここではお願いにとどめるよ。

今ここで言うても、あんたらも全部が全部把握しとらんじゃろう。そこで官民界ということで、さっきも言うたように、去年12月、町民センターで県と合同で、地権者、地元説明会というのでやって、工事に際しては地権者と相談しながら進めますというが、町長答弁でも、どこに書いとったかいな、何か説明しながら、官民界については、土地所有者から相談を受けた箇所は個別に、どこをどういうふうにしとるんか知らんが、工事は実際にやるとどこもある。先ほどもちょっと言いましたが、通告書には書いてないかも分からんけども。昔は米1粒ようけ取るために農地を拓げるために、石積みは極端に言うと直壁で築いとった。ところが、今は県の規定とか何とかで1メートル上がるごとに30センチぐらいの倒れるというか、勾配で礎石をやっとる。そのために民地に3メートルも石を積み上げると、1メートルぐらい民地に入り込む。官民界はどこなんだというて県の職員に言うた。それはその答弁が何言うたかいうたら、これは県の規定でありますとこう言うんじゃ、の。それはどういう意味なんか。官民界は関係ない、県の規定でワンスайдで物事を進めるのか。それを尋ねとるのが、さっき言うた、12月に本町職員も立会して住民説明会というか、地権者説明会をやっとる。町の責任は何もないのかと、こういうことをお尋ねしておるんじゃが、その辺について再度答弁を願いたい。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）まず、12月に町民センターで広島県と海田町で合同で災害復旧の工事説明会をさせていただいております。その際に、先ほどのような御質問が実際会場でなされて、広島県の担当課長の方が、個別に対応していきたいというふうに概要としては答えたと考えております。今、御指摘の箇所につきましては、おっしゃられるように、事前に土地所有者と工事内容において現地で打合せをし、施工承諾を得た上で工事に着手したというふうに伺っております。ただ、その後、官民境界についての申出が土地所有者の方から相談があったので、今現在、それについては個別に対応させていただいております。その対応には、私が広島県の担当課と同行いたしまして、できる限り、調整をさせていただいております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）だから、その件について、さっきも言いましたが、工事のために民地を掘削しますよ、民地に工事のため入りますよについての同意書はもろたと、こう言うている。もろうてないと言うんじゃない。今ここで聞いとるのは官民界はどうかという、その説明をします、町も立会したその道義責任があるんじゃないか、いわゆる共

同で説明しておるんだから、連帯責任じゃないのか、2人がそう言うて説明しとるんだから、県の仕事だから本町は知りませんというのか、その辺について再度確認をしたい。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）あくまでも県が担当すべき災害復旧については、主体は県でございます。ただ、合同説明会の中で、町もできる限り連携を図ってできるだけ早期の災害復旧をしていくというふうに申し上げております。ですから、事業は県なんですけれども、町はそれが一日でも早く完了するように、調整なり、段取りを取る、要望するというのが町の責任だと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）ということは、当然に今言った共同説明をしたんだから、そういう地権者と問題が起きれば、町も中に入っただけの、いわゆる仲介じゃないにしても、当然に説明の、どういうんか、地権者の意向、そこらも調整するべき責任があるんじゃないかというふうに思うんだけど、ここではそれらしきことは触れとらん。何か知らんけども、可能な限り連携して対応してまいりますとは言うとるんじゃがの。連携しとらんだらと思う。ここに書いとる。引き続き、災害復旧工事が早期完了するよう、広島県に要望するとともに可能な限り連携すると言うとるんじゃ。ところが、実際、地権者の間に何の話も入っただけ。そこらはどうなのか。しっかり責任ある答弁を、書いとるんだから。書いとらんことを言うておらん。どうなんか、そこら。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）県の方に境界等施工の内容について疑問を持たれている方から、どういった状況かというのは、私自身がお伺いをしておるところでございます。そういった住民の方の御意向というのは、広島県の方にお伝えをして、できるだけ双方にとってメリットのある、そして一日も早い災害復旧ができるように、私自身が県の担当課と調整をさせていただいておるところでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）今の答弁でも、私自ら県と調整をさせてもらうとるという非常にすばらしい答弁、ありがたいことじゃと思うが。何か知らんが、副町長の指導があんた弱いんじゃろうけどもの、口じゃ、今のいいこと言うておる。ところが、上級官庁だから物が言えん。もう上から言われるまま、はい、そうですかいうての、どっかの負け犬じゃないが、しっぽ巻いてすうすうと帰っておる。何を考えとるんか。私が中に入って、今度は

それらしきものがあつたら、全部文章できれいに今から作つて、併せてそれを出さにかいにかんかも分らんが、ここでぐずぐず言うとってもどうもならんが、いいこと、いいこと答弁しとるの。ところが、やつとることとあれが全然ちぐはぐなんよの。真剣になつとらん。さっきも言ったように、町民のためにあんたらは献身的に中に割つて入つてやらにかいけんじゃないかいうて、口じゃ、やりますが、連携しますじゃ、挙げ句の果てが土地所有者から、工事の内容について承諾を受けとる。承諾書があつたら出してほしい。これ、後日、県に要望してくれ、ここではお願いにとどめるけども、今そんなものあんたら持つとらんじゃろ。言われるように、県の事業じゃというからね。ここではお願いにとどめときますが、の、承諾書があるというんなら、いうことを答弁聞いて終わりますが、どうなんか、その辺は。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）町としましてもできる限りの調整はさせていただこうと思つておりますし、今、実施をしております。ただし、あくまでも事業者は広島県さんです。広島県さんには広島県さんのルールというのがございますので、やはり、その範囲内で双方にとって一番何がいいのかというのを、町としては調整を図つて、一日も早い復旧を成し遂げれるように努力をしてまいりたいと思つております。もう1点、施工承諾の件につきましては、広島県の方に町からお願いをしてみたいと思つています。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）質問は終わるけどもね、今言うように、何か知らんが、県に、言うようにの、抑えられとるというか、口じゃ、お願いするといふかなつとるが、実際はね、対等の立場で言わにかいかんよ。河川の改修、護岸をやるいうて、また崩れて困るのは海田町、町民なんよの。あんたらは困らんかも分らんが、実際に困るのは海田町民だから、そこらをしっかり認識を持ってね、先ほど来、言うように、本当に町民のためになるような努力をする、これはお願いにとどめるけども、ということで終わります。ありがとうございました。

○議長（桑原）これにて一般質問を終結いたします。暫時休憩をします。再開は14時40分です。

~~~~~○~~~~~

午後2時26分 休憩

午後2時40分 再開

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第2、第45号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第45号議案、工事請負契約の締結について。海田町上市地内において施工する奥之谷川河川改修工事の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、第45号議案の工事請負契約の締結について御説明いたします。

議案書の5ページをお願いいたします。工事請負契約の内容でございますが、工事名は奥之谷川河川改修工事、工事場所は海田町上市地内外、請負金額は9,438万円、受注者は江草興機株式会社、工期は議決の日の翌日から令和3年3月31日まででございます。続きまして、入札状況について御説明いたします。資料1の工事入札状況をお願いいたします。この度の入札の指名は海田町建設工事指名業者等選定要綱により、土木一式工事で登録のあるAランク、Bランクの業者を基本とし、総数の3分の1を超えない範囲内で選定が可能な町内に営業所を有するCランクの業者3者を含む16者を指名いたしました。入札の結果、予定価格以下で、かつ最低制限価格以上の入札者のうち、最低の価格で入札した江草興機株式会社を落札者と決定いたしました。なお、辞退業者については、技術者の確保が困難なため、手持ち工事が多く、工事業務を受注することが困難なため等の理由により辞退されたものでございます。

それでは、続きまして、工事の内容について担当課から御説明いたします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）続きまして、工事の内容について御説明をいたします。資料2の工事箇所図をお願いいたします。この工事は、奥之谷川の平成30年7月豪雨で被災した箇所に、幅2.1メートル、高さ1.5メートルの水路ボックスを56メートル整備する工事でございます。下段の位置図を御覧ください。今回の施工範囲は、赤色で着色してある箇所でございます。この施工範囲は、工事期間中、通行ができなくなるため、青色で着色した経路を迂回路として利用する予定でございます。次に、裏面を御覧ください。工事スケジュールといたしましては、準備工の期間に工事説明会を開催し、10月上旬頃に現地の

工事に着手、来年3月31日までに完了する予定としております。以上、簡単ではございますが、これで説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。将来、これがずっと下まで続く第2工事、第3工事があると思いますが、せっかく迂回路を造られるんじゃから、私はこのボックスカルバートの2.1掛ける1.5と書いてありますが、できる限り、今後、水害の大きな分が来ても、この前の水害にならないように、できる限り、ここにはまるぐらいな大きなボックスカルバートにするべきだと。同じ仮道路を、迂回路を造ってあるんじゃから、通行止めにするんじゃから、そのぐらいの考慮はね、町の技術者としてですよ、何でもかんでも委託されるとね、委託業者が好きなようにしとるんよ。委託業者に何千万払うてよ、工事ちゅうものはそう何千万もかかるや、設計施工のあれするよな、まあ、わしら、ど素人じゃけん、分からんのじゃが、そのど素人が考えても分かるよなのよ。いや、実際、あなた方は首を振ってあれされるんじゃがね。委託業者ちゅうのは、あなた方がちいところ設計して、こうした方がええいうて、同じ迂回路造るんじゃから、将来的にこうした方がええちゅう、やっぱりした方がの、2回も3回もやり直すたあ、ええんよ。東広バイパスのあそこでも、矢板だけ打って、あんだけのボックスカルバート、下水用に、いけることができるんよ。昔の技術者いうか、昔の仕事師ちゅうものはの、やっぱり早く、強くて丈夫な、将来性を考えたような考えをしようたんよ。今頃、委託、委託、委託、委託で、何を考えちよるのか分からんよなの。同じ工事をするんじゃから、やっぱり大きな分やってもこまい分やってもね、えっと、材料費やなんじゃかんじゃはかからん思うんよ。そういうことを考慮にね、これはまだ1期、2期、3期工事が、山陽線、またいであるんよ。ほんじゃから、そこらを配慮して、将来性を見て、昼前のちょっとあれじゃないが、1000年ぐらいもてるよな、やっぱり考えを持ってやってもらいたいんじゃが、まあ、これはすぐそういう考えができるか分からんのじゃが、今からもこういう仕事が出るわけよ。ほいたら、やっぱりそこや、将来のことを考えて、委託業者に委託するだけじゃなくて、自分らが持ちよる知恵を出しての、ちいたあ、皆出せいうたって無理じゃけん。ちいたあ出して、将来のことを考えてやってもらいたいんじゃが、そこら、考えてやられたかどうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）町職員が現地のことを一番よく知っておりますので、地域の状況等も存じておりますので、それらのできる限りの知恵を出し合って、今、コンサルさんと一緒に計画の方を立てさせていただいております。今回の工事の下流につきましても、できるだけ大きなものが入るように今検討を進めておるところでございます。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）ええんじゃがの、答弁、一言多い。地域のことはわしらが一番よう知っちょるいうて。一言多いよ。さっきの前田さんの質問でも、あなた方が皆知っちょらんけん、前田さんがあんだけ文句言うことよ。一言多いんよ。そういう考え、地域のことは私らが一番よう知っとる。何が知っちょるんよ、あんたらが。の、部長、どうか、今の。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）今、課長は決してそのような意味で言ったんじゃないんですが、いずれにしても、今、貴重な御意見をいただきましたので、そういった御意見も踏まえまして、今後の技術者育成、そういったところにも役立てていきたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。工事そのものについては、別に私は、大いに結構だというふうに考えますが、本来、こういう水路の整備、災害復旧とかありますけれども、一番ここで問題になったのは、下流の方、線路側の方がラップを反対にしたような水路で、幾ら上を直しても同じことが言えるんじゃないかというふうに感じるんです。下から、下水道もそうですが、一番下からやっていく。なぜそれが上のこの部分、赤い色がついておるけども、開放した部分ですけれども、結果的にはせっかく工事をやっても、その工事の成果が本当に暮らしに生きるのか、災害に対して対応できるのか、ここが一番ね、問題があると思うんです。なぜ、下流から、あるいは線路側からやっついていかないのか、答弁を求めます。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）まず、ここを一番最初にするというのは、被災しておる状況もございまして、復旧と併せて改良を行いたいということで一番に挙げさせていただいておりますけれども、下流側からできないのかということにつきましては、この箇所が東部連続立体交差事業が行われる予定となっておりますのでございまして、これを待たずに先

行してやると、鉄道横断部の工事だけで数億のお金がかかるとちょっと見込んでおります。そういったこともございますので、できるだけその東部連続立体交差事業と併せて実施の方が効果的であるという判断を今しておるところでございます。ただ、今回、この区間が被災した理由としては、一番狭い区間でございましたので、ここを改修することで、従前よりも水を流せる量というのは増えてきます。ただ、下流であふれる可能性というのはもちろんございますので、そこについては、もしあふれた際の水の回収が速やかにできるような計画を今検討しておりますので、それらも併せて実施していきたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）説明を聞いたら、全くだと思っんです。連続立体交差事業に関わる問題が含まれておる場所ですから。しかし、今の赤い一番下のところから住居がずうっとこうあって、下り坂になって、被害を受けるのは、必ずそこが、水は下に流れますから、被害を受けるわけですね。連続立体交差事業、あわよくば、20年後ですよ。今ゲリラ豪雨が5年に1回ぐらいの割合で大体被害を被っておるわけですけども、その間、我慢せえということになるんですが、それでいいんですか。私は、もうできるだけ、線路の部分いろいろこうあったとしても、命やそういう人の財産を守るのは町の最大の責務であるというように私は考えるんです。その辺はどうかお尋ねします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）町といたしましても、できるだけ早い段階で、そういった公共施設の整備の方を図っていききたいという思いは一緒でございます。ただ、無尽蔵にその財源があるというわけでもございませんので、できるだけ効率の良いそういった整備というのを考える中で、できるだけ早くできるところからやらさせていただきつつも、そうはいってもあふれた場合のことを考えた、そういった対策というのも同時並行を講じながら、そういった災害時にはやはり住民の皆様にも早期の避難という御協力をいただきながら、皆様の安全の確保というのを図っていききたいと考えております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第45号議案について採決を行います。お諮りいたします。第45号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第45号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第3、第46号議案、財産の取得についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(西田) 第46号議案、財産の取得について。学習用端末等機器の売買契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長(桑原) 財政課長。

○財政課長(吉本) それでは、第46号議案、財産の取得について御説明いたします。

議案書の6ページをお願いいたします。取得する財産でございますが、品名、学習用端末等機器、数量2,637点、購入金額1億2,511万1,525円、受注者、株式会社大塚商会広島支店、納入期限、令和3年3月26日でございます。続きまして、入札結果について御説明いたします。資料3の入札状況をお願いいたします。この度の指名業者は、物品等で本町の入札参加資格を有する者のうち、安芸郡、広島市内に営業所を有し、パソコン等で登録のある業者10者を指名いたしました。入札の結果、予定価格以下で最低の価格を提示した株式会社大塚商会を落札者と決定したものでございます。なお、辞退業者については、機器の確保が困難である、設定納入に関する人員が不足している等の理由により辞退されたものでございます。

それでは、取得財産の内容につきましては、担当課から御説明いたします。

○議長(桑原) 学校教育課長。

○学校教育課長(森山) それでは学習用端末等機器について御説明をいたします。資料4の準備をお願いいたします。

まず、1、目的、2、概要についてですが、海田町立小中学校において、情報技術を活用するために必要な環境を整え、ICT機器を効果的に活用した学習活動の充実を図ることを目的として、文部科学省GIGAスクール構想、児童生徒1人1台端末の整備に基づき、学習用端末等機器を調達するものでございます。3、品名及び数量でございますが、(2)の数量につきましては、記載のように各学校規模に合わせて整備して、合計整備台数が2,637台でございます。4、仕様等につきましては記載のとおりで

ございます。裏面には参考として、これまで御説明いたしました文部科学省のG I G A  
スクール構想のイメージを示しておりますが、この度の学習用端末等機器の整備は2の  
G I G Aスクール構想の加速による学びの保障の太枠で囲んでいる（1）に当たるもの  
でございます。後ほど、確認をよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しま  
す。富永議員。

○3番（富永）3番、富永です。1点だけお尋ねします。資料4の4番のW e bフィルタ  
リングソフトで、悪質サイトへのアクセス制限5年間とあるんですけども、これ、5  
年経った後はどのようにされるんでしょうか。何かメーカーのサービスや保証があつた  
りとかという考えはあるのでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）W e bフィルタリングソフトの契約年数5年でございますが、5  
年間経った後に、端末等の状況を考えて端末等継続して更新する場合には当然更新が必  
要であろうというふうに考えております。各端末の寿命等がございますので、経過等、  
劣化等を見ながら判断をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。これはちょっとよう分からんから聞くんですが、一般  
的にこういうものの保証というのがあると思うんです。いわゆる長期、短期ということ  
になつとると思う。故障に対してのメンテというか、保証期間はどういうふうになつと  
るんですか、お尋ねしたい。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）端末等の保証についてでございますが、この度購入という形で、  
保守については契約をしておりません。8月の臨時議会で御説明しましたように、まず  
端末が壊れた場合には、予備台数等購入しておりますので、その購入の代替えとして、  
入替えをした上で、壊れたものについては備品修繕等の代金をもって修理をすることと  
しております。ただし、新規の購入になっておりますので、1年間のサービス等の保証  
については担保されているものでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）わし、全くこういうものは分からんから言うんじゃけども、普通、一般  
的にこういう家電の場合、これもう、弱電は知らんけども、3年とか5年ぐらいが保証

が常識みたいになっていると思うが、今の話で聞くと、悪い言い方をすると、即故障、壊れるかも分からん、どういうふうに、台数に余裕があるので、メンテは一切知らない  
とこういうことなんじゃが、どうもその辺は無責任みたいな気がする。往々にして、壊れるのは、どうしても、最初とか2年ぐらいの間じゃないか、3年も4年もすると、ある程度使い方が慣れるので、今、1年じゃ何じゃいうような話もあるけども、タッチの差で1年なのか2年なのかやったら、とてもじゃないが、備品の整備がもたんのじゃないか。参考までに1台、何ぼになるんかな、計算すりゃ分かるんだが、その辺併せてお答え願いたい。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）2点あったかと思えます。まず、数量的な単価についてでございますが、大体1台4万7,500円前後、計算をさせていただくと、そうなるというふうに考えております。それから、端末の保守、それから修理についてでございますが、先ほども申しあげましたように、基本的には、壊れた場合には、課の方で組んでおります備品修繕費をもって対応するというのと、1年間の保証ということがございます。2年以上の物品等の故障に対しての保証につきましては、別途料金がかかるということで、契約の中に入れていかないといけないという状況がございますので、この度は1年間の新規に係る無償の保証と物品に対する修繕ということで対応させていただこうというふうに考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）ぐずぐず言うてもしょうがないんだけどね、端的な言い方すると、4万何ぼというと、備品ということになるわけよ。それに保証がないというのはどうな  
んかなと思うが、1年じゃいえば、そうなんかも分からんが、どうもその辺が理解でき  
んのやけども、それが常識なんかどうなのか、ちょっとその辺、確認したい。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）この度のタブレット端末につきましては、どの業者に問い合わせ  
ましても、基本的には1年間の保証ということで言われております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。玉川議員。

○1番（玉川）1番、玉川です。管理ソフトの中にウイルス対策のソフトの方も入ってい  
るのでしょうか、教えてください。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）管理ソフトの中にウイルス対策というものについては、別途、つけていることではありません。今回の端末につきましてはクロームブックという形で、クラウド上のデータ管理ということになっておりますので、タブレット端末の中に情報、データを備蓄というか、ためるということはなくて、基本的にデータに対してのウイルス等の対策は必要ないというふうに考えております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第46号議案について採決を行います。お諮りいたします。第46号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第46号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第4、第47号議案、町道の路線の廃止及び認定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第47号議案、町道の路線の廃止及び認定について。都市計画事業により延伸した道路を町道として認定するため、既認定の路線を廃止、新たに終点を変更して路線を認定するものでございます。内容については、担当者から説明させます。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）それでは、第47号議案、町道の路線の廃止及び認定について御説明いたします。

議案書の7ページをお願いいたします。この度は、町道314号線について、道路法第8条第2項及び第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、町道の路線を廃止し、及び認定することについて議決をお願いするものでございます。提案の理由は、都市計画事業により延伸した道路を町道として認定するため、既認定路線を廃止し、新たに終点を変更して、路線を認定するものでございます。次に、資料5の町道路線廃止及び認定箇所図をお願いいたします。1ページを御覧ください。町道314号線の廃止区間・認定区間図になります。今回は町道314号線の青色で囲んでいる全区間を

いったん廃止し、赤色で示した部分を新たに路線認定するものでございます。いったん廃止して新たに認定し直す理由は、国の通達に基づくもので、認定路線が結ぶ道路が変わるような起終点の移動がある場合は、認定路線の性格が変わるため、いったん廃止して新たに議会の議決を得る必要がございます。それでは、2ページを御覧ください。廃止区間の位置図になります。今回、いったん廃止する区間は青色で示しております。現在の認定路線は、起点側の県道矢野海田線と終点側の町道4号線を結ぶ性格を有するものでございますが、次の3ページを御覧ください。新たに認定する区間の位置図になります。赤色で示した区間を認定するものでございますが、起点側の県道矢野海田線は変わりませんが、終点側が移動し、広島市の行政界までとなり、広島市の市道と結ぶ性格になるため、新たに認定をお願いするものでございます。次に、4ページを御覧ください。断面図になります。AA'断面が標準的な道路構成になります。車道3メートル、停車帯1.5メートル、歩道3.5メートルで、全幅16メートルとなります。BB'断面は広島市境の交差点付近になります。3メートルの右折レーンが設置され、交差点付近で隅切りが生じるため、歩道幅員が4.25メートルとなり、全幅で18.5メートルとなります。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○9番（宗像）9番、宗像です。何点か聞かせていただきます。よう理解できんのが今の起終点、起点が変わらずに終点が変わるのに、先ほどの説明では、通達だと起終点が変わる場合にと説明だったような気がするんですが、終点が変わるだけなのに、今までも終点が変わるのに、時には延伸でやっていたはずだと思いますが、そういうふうな僕は議会認定したような記憶があるんですが、その説明をもう少し分かりやすく、なぜそうしなきゃならないか。

もう1点。これ一級町道に該当しますよね。多分。こんだけの幅があって、町道1号線の延伸ですよ。本来、廃止するんであれば、町道1号線を一級町道でありますから、町道1号線、ですよ。1号線をここまで引っ張ってきて、1号線の不足部分のところに新たな路線をつけるのが本来の姿じゃないんですか。私はそう思いますよ。たまたまこの起点が、町道1号の多分、終点になるんか、経過地になるか分かりませんが、町道1号はここにおるはずですよ。となれば、一級町道であれば1桁番号をつけてやるんが、本来の姿だと思うんですが、それについてどう考えて314という番号を振っとるの

か、御説明願います。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）まず、1点目でございますが、起終点が変わるといふふうに申し上げたんですけど、申し訳ございません、ちょっとこれは説明が不足しておりました。起点若しくは終点、どちらか、両方若しくはどちらか一方が変わった場合でも、その結ぶ路線が変わると、性格が変わるといふことで、廃止して認定をし直しなさいというのが国の通達でございます。

2点目の町道1号線としての認定ということでございますが、こちらの314号線の起点となっております県道矢野海田線は、町道1号線の途中の地点となります。これまでも町道314号線として認定をして、それが整備されるたびに延伸をしてきた路線でございますので、先ほど申されましたような町道1号線としての認定ではなく、314号線としての認定ということで作らせていただいたものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）県道、国道等でしたら、県道矢野海田線から町道16号線という表示がされます。海田町の場合には結ぶ先じゃなくて地先でやっていますよね。地先の場合と結ぶ先が違うというのはちょっと違うような、だから、国とかね、県がそういう形でやられるんなら理解をします。だから、地番でやるとのになぜそれ、それならば今までは延伸でやってきたのは全部法的に間違っていることになってますが、それについてどうなのか。

それから、私が申し上げたのは、これは一級町道に該当するんじゃないでしょうか。一級町道であって、廃止をわざわざするのであれば、一級町道として、今、町道1号線の突き当たりまでしか行ってないはずだと僕は理解していますけども、重複期間、これありますよね。重複期間があるのであれば、これを変更して、本来はこれを町道1号として、一級町道ですといふふうに1桁の番号をつけるべきであって、1号線の残った部分に新しい番号を振ってやるのが本来の姿じゃないんですか。それをあえて、そうしなかった理由は何でしょうかとお聞きしとるわけです。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）1点目の路線ごとを結ぶその認定の仕方と地先の地番で認定をする仕方で違うのではないかということでございますが、国の通達には、その認定の地先の地番にしているのか、路線にしているのかというのは問われておりませんで、認定する路

線が何号と何号を結ぶかというのがその路線の性格になるので、その結ぶ路線が変わると性格が変わるという判断で廃止、認定をなささいという道路法の解釈についての通達というのが出ておりますので、これに基づいて今回やらさせていただいたものでございます。過去において延伸でやっておるのは事実ございました。その部分については、こちらの通達の解釈ではなくて独自の解釈でやっていたものと考えております。

2点目の一級町道として1号線と認定してはどうかということでございますが、今回の路線は、もう既に314号線としてこれまでも認定をさせてきていただいておりますので、それを延伸する形で認定をするという判断をさせていただいております。ですので、それを延伸する形で認定をするという判断をさせていただいております。ですので、それを延伸する形で認定をするという判断をさせていただいております。ですので、それを延伸する形で認定をするという判断をさせていただいております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。岡田議員。

○11番（岡田）11番、岡田です。この314号線、今のあそこ道路の交差点の改良工事されておりますけども、あそこの交差点の部分いうんか、4号線と16号線がかぶる、あそこの交差点そのものは4号線になるのか314号線になるのかということと、今のこの314号線、まだ工事中で通行止めになっておるんですけれども、本来のこの314号線は、どういうんですか、通れるようになる、あれの関係はどういうふうになってくるんでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）交差点において二つの道路が重複する場合、国とか県道のような場合は上位の方が優先されるので県道扱いになるんですが、同じ町道同士の場合は、4号と314号、両方がかかった状態という扱いになります。2点目につきましては、今の工事が順調に進めば、一応、10月に供用開始というのを考えております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第47号議案について採決を行います。お諮りいたします。第47号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第47号議案は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第5、第48号議案、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第48号議案、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の搬送に取り組むことから、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業に従事する職員に対し、特殊勤務手当を措置する特例を定めるものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）それでは、第48号議案、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案書の8ページをお願いいたします。資料は、資料6の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の概要、資料7の職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表を御覧ください。改正の内容については、資料6の条例の概要で説明をさせていただきます。

まず、1の改正の趣旨ですが、新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者を搬送する取組を行うことから、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業に従事する職員に対し、特殊勤務手当を措置する特例を定めるため条例を改正するものでございます。次に、2の患者等を搬送する取組の目的でございますが、2点ございまして、1点目は、町開設の避難所における感染の疑いのある者を、町が医療機関等へ搬送する体制を整備することにより、避難所内での感染拡大を防ぐとともに、安全な避難所運営の確保を図ることとでございます。2点目は、県内各地において同時多発的に患者等が発生した場合に、広島県の指示の下、患者等の搬送を行う市町間の連携体制を整えておくことで、町民の安全確保を図ることとでございます。次に、3の改正内容でございますが、職員の特殊勤務手当に関する条例第4条に規定する防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当の額の特例として、表の左の欄に掲げる作業に従事する職員に対し、右の欄に掲げる額の特殊勤務手当を支給するため、附則を改正するものでございます。まず、表の上段の患者等の医療機関等への搬送や患者等の搬送を行った公用車、汚染物件等の処理・消毒といった新型コロナウイルス感染症のまん延を防止

するための作業については、日額3,000円を支給します。表の下段の患者等の搬送に当たり、患者等の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業については、日額4,000円を支給するものでございます。最後に、4の施行期日につきましては、公布の日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○9番（宗像）これ、附則で改正していますよね。まず、附則で改正している理由、それから防疫作業の方が特殊勤務手当がいいですよ。それを金額下げる理由。それからもう1点。例えば、今朝、質疑にありました避難所等での、見つかった、で、保健師を呼んだ、そういう保健師がそこで対応した場合はどういう対応になるのか。この例ではどれに当たるんかよう見えないので、その3点をお願いいたします。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）まず1点目の附則で改正する理由でございますけれども、まず、本則の第4条に、日額500円という特殊勤務手当、防疫作業の特殊勤務手当の額を規定しております、特例を定めるという形になりますので、特例は附則で定めるというものでございます。続きまして、保健師が対応したときはどうなるのかということですが、患者等の身体に接触して、又はこれらに長時間にわたって接して行う作業に従事した場合については対象になるものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）私が質問したのは、接するかどうかじゃなくて、そこで対応した場合は対象になるんですか、ならないんですか。もう1点、これ、附則でやられるということは、例えば、これが、ウイルスが対策ができて、完全に普通のインフルエンザと同じような状態になったときに、この手当についてはどう考えておるのか、御説明願います。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）保健師が、先ほどおっしゃられたことに対応した場合は対象となります。それから、コロナウイルス感染症が特定の指定感染症でなくなった場合については、この条例の効果は、この附則の特例はなくなります。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第48号議案について採決を行います。お諮りいたします。第48号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第48号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第6、第49号議案、海田町指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(西田) 第49号議案、海田町指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、指定居宅介護支援事業所の管理者の資格要件について、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長(桑原) 長寿保険課長。

○長寿保険課長(岩本) それでは、第49号議案、海田町指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要について御説明いたします。議案書の9ページをお願いいたします。資料8の条例の概要、資料9の新旧対照表を併せて御覧ください。説明につきましては、資料8の条例の概要で御説明いたします。

初めに、1の改正の趣旨でございますが、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準、平成11年厚生省令第38号の一部改正を踏まえ、条例を改正するものでございます。次に、2の改正の内容につきましては、居宅介護支援事業所の管理者は主任介護支援専門員でなければならないこととしておりますが、その確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合、当該管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とするものでございます。資格要件でございますが、介護支援専門員につきましては、医療や介護の実務経験が5年以上あり、かつ、介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了した者となります。主任介護支援専門員につきましては、

介護支援専門員の資格取得後、主任介護支援専門員研修を修了した者で、介護支援専門員としての実務経験5年以上等が必要となります。3の施行期日は公布の日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第49号議案について採決を行います。お諮りいたします。第49号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第49号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第7、第50号議案、海田町給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第50号議案、海田町給水条例の一部を改正する条例の制定について。水道料金の値上げとともに用途や使用水量による料金格差を是正するため、水道料金に係る規定の改正を行うほか、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）それでは、第50号議案、海田町給水条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案書の10ページをお開きください。併せて、資料10の条例の概要及び資料11の条例新旧対照表をお願いいたします。説明につきましては、資料10の条例の概要で説明させていただきます。

初めに、1の趣旨ですが、この度の改正は海田町給水条例に定める水道料金について、料金の値上げとともに、用途や使用水量による料金格差を是正するため、現行の料金体系を見直し、これを実施するため、所要の改正を行うものでございます。また、これに併せて、メーターの検針等に係る規定を、現状に即して改めるとともに、字句の整理等、所要の改正を行うものでございます。次に、2の改正の背景でございますが、これまで海田町水道事業は、経費削減に努め、安価な料金水準で経営を維持してきましたが、今

後、給水収益の減少や、設備の更新費用の増加が見込まれ、健全な事業水準を維持していくために料金値上げの必要性が生じています。また、これまで一般用と業務用の料金に格差があり、この格差の是正が課題でありました。次に、3の改正内容ですが、まず、(1)の水道料金に係る規定の改正の用途別、口径別基本料金の設定として、現行の料金体系においては、一般用、業務用についてのみ基本料金を設定しておりましたが、改正後の料金体系においては、全ての用途についてメーターの口径区分に応じた基本料金を設定するものでございます。基本料金は、メーター口径20ミリの場合、一般で762円、業務用、プール及び公衆浴場で907円となります。臨時用につきましては、使用目的により一般用又は業務用と同じとします。2ページをお願いします。用途別・使用水量別従量料金の設定として、現行の料金体系においては、月8立方メートルまでの使用水量を基本水量として基本料金に含み、9立方メートル以上を超過料金区分に応じて加算していましたが、改正後の料金体系においては、基本水量を廃止し、用途別に1立方メートルを超えた使用水量を従量料金区分に応じて加算するものとしたします。なお、プール、公衆浴場及び臨時用につきましては、使用水量に関わらず、1立方メートル当たりの単価を設定します。下の表に現行と改正案の使用水量30立方メートルまでの区分を表記しています。表の下の米印にありますように、1立方メートル未満の水量につきましては切り捨てて算定します。続きまして、メーター使用料の基本料金への編入ですが、現行の料金体系においては、メーターの使用料を口径区分に応じて加算していますが、改正後の料金体系においては基本料金へ編入することとしたします。また、その下に、改正に伴う料金比較を記載しております。一般用20ミリ口径使用で1か月20立方メートルの水量を使用した場合、現行に比べ、390円の増額となります。3ページをお願いします。(2)のメーターの検針及び料金の徴収に係る原則、例外規定の見直しとして、現状に即して見直し、改正するものです。まず、メーター検針につきましては、現行が原則毎月検針で、例外として隔月検針としているところを、現状に即した改正案として、原則を隔月検針で、例外として毎月検針に改正するものです。また、料金の徴収方法につきましても、現状に即して同様に改正するものです。続きまして、(3)料金算定の特例規定ですが、これまで要綱で定めていたマンション等の1個のメーターで2戸以上の使用水量を計算する共同住宅における料金算定の特例規定を条例に設けるものでございます。次に、(4)その他、今回の改正に併せて、句読点の加除等字句の整理を行うものでございます。4の施行期日は、令和3年2月1日でございます。なお、5の経

過措置として、改正後の料金算定は、令和3年4月以降に実施する検針分から適用し、条例の施行日から令和3年3月までの間の検針分については、従前の例によるものといたします。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。水道料金企業会計で独立採算制ということで料金の引上げ、以前から、いろいろちらほらこれが出てきたけども、今回、明確にこれが出てきたわけです。併せてですね、広島県の水道広域連携という方針も併せて出てきて、私から見たら、うまい戦術だなと感じるんですが、そこで町長にお尋ねするんです。町単独で、事業を、これをどこまで続けるお考えなのか。途中行き詰まって、広域ビジョンのそういう流れの中に入ってしまっ、事業が広島県に統一される、あるいは安芸水道という企業会計がありますけれども、これに合流する。私は、安心・安定・安全のおいしい水を、海田町で今も将来にわたっても続けてほしいというこの願いを持っておるんですが、町長の見解、どうなのか、お尋ねいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）今回の改正におきましては、現行の体制の下に改正を行うものでございます。将来におけるいろんな意味の担保に関しては、その条件は付しておりません。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）それは承知のもとで私今発言をしたんです。海田町単独で10年も20年も、もっと先も事業を行っていく、そのためには値上げをするか、皆さんの理解を求めるとい、う声が聞きたかったんですが、それはどうなのか、お尋ねします。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）今の我々のスタンスは、今、県の方で広域連携というのがいろいろな話題にはなっておりますが、そちらについては基本協定の案がまず示されますので、そちらの案を見てから、我々の姿勢を判断していくというのが現在の我々の考えではございますが、今、国信浄水場とかいろんな施設の更新を我々の方は取り組んでおります。それというのも、やはり、これからも海田のおいしい水を皆さんに提供していきたいという強い気持ちがございますので、そういったことで取り組んでおります。それに必要なお金として値上げの方をさせていただきたいというものでございます。

○議長（桑原）ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第50号議案について採決を行います。お諮りいたします。第50号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第50号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第8、第51号議案、令和2年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(西田) 第51号議案、令和2年度海田町一般会計補正予算第6号。この度の補正予算につきましては、海田町感染防止対策、地域経済応援クーポン発行事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長(桑原) 財政課長。

○財政課長(吉本) それでは、第51号議案、令和2年度海田町一般会計補正予算第6号について御説明いたします。

初めに、資料12、令和2年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。なお、この度の人件費関係の補正予算については、人事異動等により当初予算の範囲内では12月補正予算までに不足が見込まれるものに限り増額補正対応とし、減額が見込まれる事業については12月補正予算以降で対応するものとしておりますが、件数が多くございますので、個別の説明は省略させていただきます。

それでは、資料12の3ページ、4ページをお願いいたします。新型コロナウイルス感染症対策備品購入事業については、庁舎や公共施設に体表面温度測定カメラを一括で整備するため増額するもので、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。事業内容について、資料14を提出しております。次の海田町新型コロナウイルス感染症対策交通事業者支援事業については、交通事業者に対して、感染症対策の実施に対する費用を町独自に支援するため増額するもので、財源は臨時交付金を活用いたします。内容について、資料15を提出しております。次のふるさと納税推進事業については、今年度のふるさと納税寄附金が当初見込みを上回ることから、歳入でふ

るさと納税寄附金を増額し、歳出ではふるさと納税、返礼のための報奨品や手数料等を増額するものでございます。次に、交通安全施設整備事業については、カーブミラーの修繕箇所が当初見込みを上回ることから、施設修繕料を増額するものでございます。次に、町内循環バス運行事業については、循環バスの2ルート制への移行に向けて、時刻表を新たに作成するための印刷製本費と、国信二丁目地内町内循環バス転回場及びバス停整備のための工事費を増額するもので、工事等箇所図として資料16を提出しております。続きまして、5ページ、6ページをお願いいたします。戸籍システム改修事業と次の住民基本台帳システム改修事業については、住民基本台帳法の一部改正により、戸籍の附票の記載事項の追加等に対応するため、それぞれシステム改修を行うため増額するもので、財源として社会保障税番号制度システム整備費補助金を活用いたします。歳出補正は、この度の必要見込額の873万4,000円から既存のシステム改修委託料100万円を控除した773万4,000円を増額し、歳入補正では必要見込額全額の873万4,000円を増額するものでございます。

続きまして、9ページ、10ページをお願いします。子育てヘルパー派遣事業については、利用者数が当初見込みを上回るため増額するものでございます。次に、11、12ページをお願いします。生活保護一般事務事業については、生活保護法の改正に対応するため、システム改修を行うもので、生活保護適正実施推進事業国庫補助金を歳入で活用いたします。

次に、13、14ページをお願いいたします。上から二つ目の保健センター総務一般事務事業については、新型コロナウイルス感染症対応にかかり、保健師による赤ちゃん訪問等の一部を電話相談で実施したことにより、電話料金の不足が見込まれるため増額するもので、財源は臨時交付金を活用いたします。次に、骨髄ドナー助成事業については、骨髄ドナーに対して助成金を交付することで、休業等による経済的負担の軽減を図り、骨髄等提供の推進及びドナー登録者の増加を図ることを目的に助成するもので、財源として骨髄ドナー助成県補助金を活用いたします。内容については、資料17を提出しております。次に、海田町感染拡大防止医療機関応援事業については、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための取組を行う医療機関に対して、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を助成するもので、広島県が実施する助成事業において、広島県の補助上限額を超えている部分に対して町独自で上乘せ支援するものでございます。また、次の、子どもインフルエンザ予防接種応援事業については、今年度の新型コロナウイルス

スとインフルエンザの同時流行に備え、インフルエンザ予防接種により乳幼児等の重症化リスクを抑えるとともに、集団生活にある児童生徒の感染予防を目的に、予防接種費用を町独自に支援するものでございます。二つの事業ともに財源は臨時交付金を活用し、それぞれの内容について、資料18を提出しております。

次に、15、16ページをお願いします。農道水路改修事業については、令和2年7月の大雨を受け、修繕箇所が当初見込みを上回ることにより、諸農道水路改修工事費を増額するものでございます。次に、17、18ページをお願いします。林地崩壊防止対策事業については、三迫一丁目地内の林地崩壊防止対策工事を行うため増額するもので、財源として林地崩壊防止対策事業債を活用します。工事等箇所図として、資料19を提出しております。

次に、19、20ページをお願いします。海田町感染防止対策・地域応援クーポン発行事業については、町独自支援事業として感染防止対策協力金により町内店舗の感染防止対策を促すとともに、6月2次補正予算で行った第1弾のクーポン事業に引き続き、内容を一部変更して、第2弾分を実施するため増額するもので、内容については資料13を提出しております。財源については新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。また、臨時交付金の限度額が示されていることを踏まえて、6月臨時補正予算で計上したクーポン発行事業の第1弾分が全額一般財源となっていたものについて、限度額の範囲内で、一部を地方創生臨時交付金に財源振替をいたします。

次に、21、22ページをお願いします。町道改良事業については、今後の執行に不足が見込まれることから、必要経費をそれぞれ増額するものでございます。次の橋りょう修繕事業については、まず3行目の町内橋りょう定期点検業務委託料の執行残の減については、当初予算で交付金事業として計上していた定期点検業務の執行残を減額するものでございます。また、併せて、既に内示を受けている交付金を有効活用し、事業の推進を図るため、尾崎川3号橋橋りょう補修設計業務と、金丸橋橋りょう補修設計業務についてそれぞれ増額いたします。工事等箇所図として資料20を提出しております。次に、23、24ページをお願いいたします。公共下水道繰出金事業については、この度の下水道特会の補正予算に対応するため増額するものでございます。次に、中店小学校線道路改良事業については契約認定議案として議決をいただき、現在施工中の中店小学校線道路改良工事その2について、地盤改良等の追加工事の必要があることから予算を増額するものでございます。工事概要や補正理由、今後の変更契約の手続等について、資料19の

2枚目に記載しております。次に、25、26ページをお願いいたします。河川修繕事業については令和2年7月の大雨を受けて、修繕箇所が当初見込みを上回ることから工事費を増額するものでございます。

次に、27、28ページをお願いします。小学校管理運営事業については、海田小学校本館のシロアリ駆除を行うため増額するものでございます。次の小学校教育指導員配置事業と次のページの中学校教育指導員配置事業については、臨時休業中の未指導分の補修に伴う指導員の追加配置措置に対応するため、それぞれ増額するもので、財源として教育支援体制整備事業費県補助金を活用いたします。

次に、33、34ページをお願いします。道路橋りょう災害復旧事業については、災害復旧工事に併せて、舗装の状態が悪くなっている複数箇所の道路舗装修繕を行うものでございます。また、次の河川災害復旧事業については、令和2年7月の豪雨により被災した瀬野川遊歩道を復旧するもので、公共土木施設災害復旧事業債を活用いたします。それぞれ資料20の工事等箇所図を提出しております。

続きまして、歳入を御説明いたします。資料の1ページ、2ページをお願いいたします。なお、歳出に関連して説明した特定財源の増等については、個別の説明を省略させていただきます。2ページの下から四つ目の前年度繰越金については、この度の補正予算の財源調整のため、確定額の一部を増額するものでございます。次に、下から二つ目の臨時財政対策債については、額の確定に伴い、当初予算額との差額を増額するものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第51号議案をお願いいたします。

この度の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1億7,362万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を144億5,069万6,000円とするものでございます。

次に、債務負担行為の補正について、議案書3ページをお願いします。

海田小学校区及び海田西小学校区の児童クラブ運営業務に係る額について追加するもので、令和3年度、令和4年度の委託業務に向けて、今年度中に委託事業者を選定するため、プロポーザルを実施し、契約手続を進めるためのものでございます。

次に、地方債の補正につきましては、4ページに地方債の追加、5ページに変更を記載しております。内容については歳入歳出予算の補正で説明いたしましたので省略させていただきます。

以上で、令和2年度海田町一般会計補正予算第6号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○9番（宗像）9番、宗像です。何点か聞かさせていただきます。まず4ページ、新型コロナウイルス感染症の対策備品で体表面温度計を購入されますが、こんないいカメラの体温計があるんなら、小学校へなぜ、中学校で何であっちに導入しないんですか。すごく楽じゃないですか、生徒が通るだけで体温が分かるというのは。と思うんですが、全部小学校。失礼しました。今のは取り下げさせていただきます。続いて、次のページの戸籍システム改修事業、これにつきまして、当初予算347万5,000円計上されていますが、それでまた増やされていますが、何か大幅な法律の変更があったんかどうか。2度も改修しなきゃならん理由って何でしょうか。もう既に、これは当初予算済ましているのか、当初予算で足りないから追加補正をかけるのか、それについて御説明願います。それから続いて、19、20、海田町感染防止対策クーポン券発行事業です。これ昨日からいろいろもめていると思うんですよ。前回の発行において86パーセントがスーパー、ほとんどが日常品のあれしか使われていない。町長はそのときの説明の中で消費喚起を促すと、片方で経済の活性化とおっしゃられた。コロナで人を救援する意味もある、そのような説明をなさっていると思うんですよ。今回、はっきり言って、コロナが一番影響を受けたのはどこかいうたら、観光業、それから飲食、運送、この三つが一番大きな影響を受けると思うんですよ。今回も同じような発行をされるのであれば、当然、一番影響を受けているだろうと思うところに、また回らなくなっていく、それを検討すべきじゃないかと、昨日から質問があったと思います。難しいかも分かりませんが、実際にそれを運営、そういうふうにしていこうとすれば。しかしながら、町としてそれを全く検討しないというのは行政としておかしいんじゃないかと。消費喚起の片方で消費喚起ばかりを進めるのではなくて、そういうふうな休業、いろんなコロナに対して応援してくれた、助けてくれた、それは確かに補助金を出しています。併せてこういうものも円滑にそこにも、潤沢には言いませんけれども、多少でも流れるような対応を取っていくべきではないかと思いますが、それについていかがでしょうか。併せて、ここで多分コロナ対策は全部終わった、終わったいうか、今回ので後ろにはなかったと思うので、コロナ対策で、当初から、総額幾ら予算を組んできて、それに対する町の自主財源をどの程度投入されたか、その説明をお願いいたします。最後に、用地測量委託業務、

これ、新たな用地を取得するのかどうか。それから、道路測量業務委託料、これ、先ほど町道認定のところでお聞きしたように、町道の電子化のために実際現地を測って、そのために必要なための測量なのかどうか。以上です。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（近森）まず、6ページの戸籍システム改修事業につきましては、当初は、もう一つ下の住民基本台帳システム改修事業につきましては見積りが出ていましたので、この金額は固まっていたんですが、この上の戸籍附票システム改修事業委託料につきましては、国から、年度当初に、詳細なその通知が来てなかったものですから、その見積りが出せなかったというところで、ベンダー等に相談したところ、最低限、必要な金額ということで金額を計上させていただいたというところでございます。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）感染防止対策・地域経済応援クーポンの実施に当たってでございますけれども、新型コロナ対策や応援クーポンの実施については、昨日から多くの議員の皆様には様々な御意見をいただきました。それらの御意見を踏まえながら、町内の飲食店等の小規模店舗で利用が図られるよう取り組んでまいります。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）続きまして、新型コロナウイルス感染症対応に係るこれまでの予算の総額で申しますと、この度の9月補正予算案を含めまして、事業費合計で36.8億円、そのうち町の一般財源部分につきましては9,100万円でございます。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）道路改良事業の用地測量等の用途でございますが、こちらは通常の町道内にある未登記の処理でありますとか、二方路目の用地の測量、あと、災害復旧に伴って道路を拡幅する場合の測量等でございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）12番、多田です。28ページの海田小学校で、これ、シロアリの被害が出たんでしょうか。まず、それ1点と、この学習指導員さん、これ、中学校も一緒ですけど、大体1日何時間の予定で組まれておられるのかお願いします。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）学習指導員につきましては、小学校分につきましては、2名の増員と週2時間分の増の時間で組んでおります。中学校の方の指導員につきましては、3人追

加分と週5時間ですので、1日1時間の増で組んでおります。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）海田小学校のシロアリの状況でございますが、今年度5月から6月にかけて、1階の職員室付近等で羽シロアリの状況がございました。状況がありましたので、見積り依頼とともに、校舎等の床下の状況の方を調べていただくことをしております。その状況で修繕等の必要はないが、やはりシロアリ等の被害が見られるというふうな判断を受けておりますので、これを受けて、この度委託料として上げさせていただいております。

○議長（桑原）ほかにご覧いませんか。前田議員。

○14番（前田）資料のまず22の3ページと4ページ、まず3ページの方は、これは既に発注しておるんじゃないか。この間もちょっと崩れるいうて直しとったけども、どうなんかいうんと、4ページ。

（「何ページ」と呼ぶ者あり）

○14番（前田）20の4ページ、既にこれ白いような旗が十五、六本立って、3か所ぐらい立っとるんじゃないけども、これ、雨降るたんびに過去何度も流れておるんじゃないが。これだけでは工事の中身が分からん、はっきり言うてね。どういうふうにするんか、予算的には相当上がるとるんじゃないけども、ちょっと工事の内容をもっと詳しく説明してほしい。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）資料20の番号4瀬野川の。

（「3です」と呼ぶ者あり）

○建設課長（木村）3と4ですね。はい、分かりました。では、まず、3の方からでございますが、こちらは今現在、災害復旧工事の方を既に施工させていただいておりますけれども、概要図で御覧いただきますと、今回、追加舗装修繕範囲というところがございます。現在、災害復旧事業で見込まれておるのは、実際に護岸が崩れて、それによる影響範囲の舗装までしか交付金対象にはなっておりません。今回、上げさせていただくのは、その復旧と併せて、それに隣接する部分の町道を併せて舗装修繕させていただくために、予算の方を上げさせていただいたものでございます。もう1点、4番目の瀬野川河川敷災害復旧工事でございますが、今現在、応急処置によって通行止め等の処置をしております、商業施設エブリイ前の河川敷になります。7月の大雨によりまして、降水時期というんですけれども、降水時期で皆さんが遊歩道として利用できる場所なん

ですけれども、地面がえぐれたり、あと、土砂や転石の方が、転がっていたりという状況でございますので、こちらの方の支障物を撤去するとともに、えぐれているところについては土砂を入れて復旧するものでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）それがよう分からんと言うと。要するに、特に今の言うた4番がね、ひと雨降ったら穴掘れとるんよ。今言うように、何か土砂を入れるんか、残土を入れるんか、何をするんか分からんが、それを何ぼ入れても、雨降ったら、またえぐれとるんよ。もうそんなものは3分持たん、言葉のあやじゃけど。何か抜本策、別に何かそれがあるんじゃないか、もうたんび、たんび、既にここ半年ほどの間か何ぼか知らんけども、2回も3回もやっと思。だから、何か抜本策はないのかいうことを言うわけだ。だから、これだけでは何か障害物をどけるとかいうて書いとるけども、それだけじゃ、中身がよう分からん。もっと抜本策はないかと言うとるんじゃけども、どうも今の説明では納得できん。それから、その3番の方なんかもそうじゃけども、町長も土日のたんびに現地を見たりしとるが、何十回見ても一緒よ。何をどうしとるか、したいのか、よう分からんが。その追加で舗装、崩れた方以外はやる言う、それは分からんでもないが、何かこれがね、ここでは特に何が言いたいかという、わしが平成26年度頃の現況測量図、今から5年ほど前の分じゃけど。そういうものを持つとるんだけど、一部川底、床張りなんかしたとこ、下岡議員が盛んにやかましい言うとる、床止工なんかもね。規定では橋の5メートルとか何とか以上離れてやっと思が、実際はそこらでたらめに工事しとる、の。極端に言やあ、橋の真下で床止めをやったり、1メートル上流でやったり、下流でやったりね、その基準が非常に曖昧じゃっていうことを言うわけよ。だから、これだけでは、確かに道路の天端を直すというのは分かるとるんだけど、今言うた26年頃の現況測量図があるが、そういうものを参考にして、いわゆるあなたらが言われる原状復旧、そういうことをやるのかどうか、そこらをね、路盤、オーバーレーンをやると言えればそれは分からんでもないが、それだけじゃ、抜本的改修にならんのではないかということをお願いわけよ。瀬野川にしても同じこと。だから、特にこの資料20の3ページ、4ページだよということ言うわけよ。これだけじゃ工事の内容が分からんというのと、再度言いますが、原状復旧、それはどうなるのかということを知りたい。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）まず、資料の3番の道路橋りょう災害復旧工事の舗装でございますが、繰返しになるんですけれども、災害復旧として、国費が認められるのはあくまでも崩れた影響範囲だけでございますが、今回の災害復旧に併せて、それに隣接する道路部分の舗装修繕も併せて行いたいということで、補正予算を上げさせていただいておるものがございます。資料の見方といいますか、説明の仕方が悪いという点につきましては、今後、より分かりやすい資料というのを努めて作ってまいりたいと考えております。4番目の瀬野川の河川敷の方でございますが、おっしゃられるように、度々流れてきた水によってえぐれるという状況が起こっておるんですけれども、こちらにつきましては、埋戻しをする際にできるだけ固まるような材料というのを使用して、埋戻しを図っていきたいというふうに今設計を考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）特別、答弁は要らんけども、今言うたように、特に3番なんかについて、26年の測量図を持っておるので、要するに川の流量断面、こういうところも必要なんで、災害の防止のために、そういうものを参考にして、これ、川底なんか決めてほしいということで、これをね、もしやったら参考資料で提供するが、そこらを参考にしてね。ただ、これ災害復旧やればいいよ言うんじゃないか、の。さっきも言ったように、現況復旧が原則ですよと言われながら、川の断面がちっちゃになった。あるいは、さっきも一般質問でも言うたが、でたらめ断面を作って、県の規定であります、町の規定であります。もめごとの原因、種をまいとるだけなんよ。だから、ここでは答弁は要らんけども、しっかりそういうものを把握してやってほしいということでお願いしておきます。あと、後日、聞きに来てくれ。そういうことだけ言うておく。

○議長（桑原）答弁、よろしいですね。

○14番（前田）まあ、聞きに来いいうて。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。大江議員。

○5番（大江）資料13の海田町感染防止対策と地域経済応援クーポン発行事業の概要なんですけども、このスケジュールを見ましたら、一般質問でしたように、クーポンの発行が10月中旬で、募集が11月中旬ですね、業者の。今日、一般質問でしたように、これ逆さまじゃないかと思うんです。やはり、今日、答えとしては次のとき気をつけますということなので、これ、今日の一般質問で答えたように、この11月中旬を、締切りを10月の初旬にして事業者を決めてから、それからクーポン発行、一緒に封筒に入れるという

ことを、ここ予定を少し変えるということではできませんか。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（中下）すいません、ちょっと私の一般質問とこの答弁がちょっと言葉足らずだったかもしれません。一般質問のところで答えたように、広く募集を、住民さんが広く利用していただくということで、なるべく多くの店舗を利用していただきたいということでそういう形にしております。ただ、今回は前回と違って、今回は申込み締切りまで、極端に言ったらですね、そこまで募集をかけているんですけど、第2弾としましてはどこかで切りをつけたいということで11月中旬までで募集の締切りをかけたというものでございます。今言われたように、10月末で募集を締め切ってということになりますけど、今、スケジュールの方を組んでおりますけど、その通知をする封入作業等もでございます。そこら辺のスケジュールを逆算しましたら、やはりちょっとその10月末で締め切って、業者を封入で、中に一緒に入れるというのがちょっとスケジュール的に難しいということで、こういう形で、今回はそこで、どっかで締めさせていただいたものを封入させていただいて、また、追加のものにつきましては、改めて広報などで周知をさせていただければと思っています。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）そうしますと、ここの印刷製本費に208万3,000円というのはこれ一体、クーポン券と、それからそういう広告の分が入っていると思うんですけど、この度のこの地域応援クーポンのように、何枚も何枚もこれは刷るということですか。やはり、もう少し、ここ今、時間がないというならクーポン発行を下げたり、期間を少し下げることによって1回で終わるんじゃないんですか。節約にもなりますし、また、同じ繰返しをすることになりますよ。そこはどうなんです。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）取扱い店舗のお知らせも大事でございますけれども、クーポンの利用も重要なことというふうに考えております。第1弾のクーポンが9月末で終わりますので、なるべく早く第2弾の方を始めさせていただきまして、利用店の周知についてはしっかりと行ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）その第1回目のクーポンが利用率が55.何パーセントか、半分でしょう。まだ半分が結局は、9月30日ですけど、分かりますけども、もうあと1か月残るとこない

んですけども、まだ半分以上が使用してないということなんですよ。ですから、そんなにこのクーポン、次のクーポン焦ってするよりも、もう少し能率のよいやり方でされたらどうなんですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）町内の消費喚起につきましては、継続的な取組が必要であると考えております。ということもありまして、10月の中旬ぐらいから第2弾の方を始めさせていただきたいと考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○2番（小田）2番、小田です。説明書14ページ、骨髄ドナー助成事業について、資料17の目的、最後に登録者の増加を図ることを目的とするとございます。ホームページや広報以外に周知方法をお考えでしたらお願いできますでしょうか。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）周知につきましては、町の事業等で周知していきたいと考えておりますが、現在、コロナの関係で中止になった事業がたくさんございますけれども、今後、事業をする際には、その都度、その都度で周知していきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第51号議案について採決を行います。お諮りいたします。第51号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第51号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第9、第52号議案、令和2年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第52号議案、令和2年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算第1号。

この度の補正予算につきましては、職員給与費事業費の増額等の予算措置を行うもので

ございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）それでは、第52号議案、令和2年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算第1号について御説明いたします。歳入歳出の補正につきましては、お手元にお配りしております資料21の令和2年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。それでは、資料21の3ページ、4ページをお願いいたします。総務費、総務管理費の職員給与事業につきましては、人事異動に伴う人員増により1,090万7,000円増額するものでございます。続きまして、歳入について御説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。繰入金の一般会計繰入金につきましては、財源調整のため、1,090万7,000円増額するものでございます。

続きまして、議案について御説明いたします。第52号議案をお願いいたします。この度の歳入歳出補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1,090万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を11億9,632万8,000円とするものでございます。以上で、令和2年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算第1号についての説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第52号議案について採決を行います。お諮りいたします。第52号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第52号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第10、第53号議案、令和2年度海田町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第53号議案、令和2年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第2号。この度の補正予算につきましては、健康づくり事業費の増額等の予算措置を行うものでござ

ございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（近森）それでは、第53号議案、令和2年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第2号について御説明いたします。歳入歳出予算の補正につきまして、資料22の令和2年度補正予算説明書にしたがいまして歳出から御説明いたします。資料22の3ページ、4ページをお願いいたします。保健事業費の保健事業費、保健衛生普及費の健康づくり事業については、職員の人事異動に伴い、会計年度任用職員保健師を新たに雇用したことに伴い、その報酬を156万3,000円増額するものでございます。続きまして、歳入について御説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。歳出の会計年度任用職員の報酬に係る人件費は、県の特別交付金の対象となるため、県支出金、県補助金、保険給付費等交付金を156万3,000円増額するものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第53号議案をお願いいたします。この度の歳入歳出予算の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に156万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億4,957万3,000円とするものでございます。以上で、令和2年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第2号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第53号議案について採決を行います。お諮りいたします。第53号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第53号議案は原案のとおりこれを決します。

この際、お諮りいたします。決算審査特別委員会の審査のため、9月3日から9月10日までの8日間、休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、9月3日から9月10日までの8日間、休会とすることと決します。

本日の議事日程は終了する見込みがございません。したがって、会議規則第23条の規定により、これにて延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することと決めます。

なお、次の会議は、9月11日午前9時から開会いたしますので、大変御苦勞様でございました。ありがとうございました。

午後4時25分 延会